

大阪市障がい者支援計画・
第4期障がい福祉計画（案）

平成27年3月
大阪市

この冊子の各ページには、網目模様の音声コードが付いています。(表などの音声のみの表現では難しいページは、要約したり、音声コードがない場合もあります。)

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

また、一部の携帯電話を除き、一般の携帯電話では読み取ることができません。

「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」(案)

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の基本的考え方

1	計画の位置づけ	2
2	計画の期間	2
3	計画の対象	2
4	計画の基本理念・基本方針	3
5	計画の推進体制	4
6	計画の見直し等	5

第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性

1	大阪市のこれまでの取り組み	6
2	わが国及び世界の動向	7
3	大阪市の今後の方向性	9
4	「障害者差別解消法」への対応	9

第3章 計画推進にあたっての基本的な方策

1	生活支援のための地域づくり	10
2	ライフステージに沿った支援	10
3	多様なニーズに対応した支援	11
4	権利擁護の視点に立った取り組みの推進	11
5	支援の担い手の資質の向上	12
6	調査研究の推進	12

第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

1	現状と課題	16
2	施策の方向性	
	(1) 啓発・広報の推進	18
	(2) 人権教育・福祉教育の充実	20
	(3) コミュニケーション・情報収集等に関する 合理的配慮の推進	20
	(4) 地域での交流の推進	21

第2章の1 地域での暮らしを支えるために

1	現状と課題	23
2	施策の方向性	
	(1) サービス利用の支援	26
	(2) 相談、情報提供体制の充実	27
	(3) 虐待防止のための取り組み	30
	(4) 在宅福祉サービス等の充実	32
	(5) 居住系サービス等の充実	33
	(6) 日中活動系サービス等の充実	34
	(7) 障がいのある子どもへの支援の充実	35
	(8) スポーツ・文化活動の振興	36

第2章の2 地域生活への移行

	入所施設利用者の地域移行	
1	現状と課題	39
2	施策の方向性	
	(1) 地域移行支援の推進	42
	(2) 地域定着支援の推進	44
	(3) 施設入所への対応	45
	入院中の精神障がいのある人の地域移行	
1	現状と課題	46
2	施策の方向性	
	(1) 精神科病院との連携	49
	(2) 地域活動支援センター(生活支援型)等との連携	49
	(3) 精神科病院入院者への啓発	50
	(4) 家族及び地域住民への理解のための啓発	50
	(5) 地域保健医療と多職種チームとの連携	50

第3章 地域で学び・働くために

1	現状と課題	52
2	施策の方向性	
	(1) 就学前教育の充実	55
	(2) 義務教育段階における教育の充実	57
	(3) 後期中等教育段階における 教育の充実(高等学校・高等部)	59
	(4) 生涯学習や相談・支援の充実	60
	(5) 教職員等の資質の向上	62
	(6) 就業の推進	62
	(7) 就業支援のための施策の展開	65
	(8) 福祉施設からの一般就労	67

第4章 住みよい環境づくりのために

1	現状と課題	69
2	施策の方向性	
	(1) 生活環境の整備	71
	(2) 移動手段の整備	72
	(3) 暮らしの場の確保	75
	(4) 防災・防犯対策の充実	77

第5章 地域で安心して暮らすために

1	現状と課題	80
2	施策の方向性	
	(1) 総合的な保健、医療施策の充実	82
	(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実	83
	(3) 療育支援体制の整備	85
	(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備	86
	(5) 難病患者への支援	86

第3部 第4期障がい福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の概要	90
2	「障害者総合支援法」の見直しへの対応	90
3	計画の分析・評価	90
4	障がいのある児童への支援について	91

第2章 成果目標について

1	入所施設利用者の地域移行	
	(1) 目標数値	92
	(2) 目標数値の考え方	92
2	入院中の精神障がいのある人の地域移行	
	(1) 目標数値	94
	(2) 目標数値の考え方	94
3	福祉施設からの一般就労	
	(1) 目標数値	96
	(2) 目標数値の考え方	96
4	地域生活支援拠点等の整備	98

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス

または指定相談支援ごとの必要な量の見込み

1	訪問系サービス及び短期入所	
	(1) 訪問系サービス	99
	(2) 短期入所	100
2	日中活動系サービス	
	(1) 生活介護	100
	(2) 自立訓練(機能訓練)	101
	(3) 自立訓練(生活訓練)	101
	(4) 就労移行支援	101
	(5) 就労継続支援A型	102
	(6) 就労継続支援B型	102
	(7) 療養介護	102
3	居住系サービス	
	(1) 共同生活援助	103
	(2) 施設入所支援	103
4	指定相談支援	
	(1) 計画相談支援	103
	(2) 地域移行支援	104
	(3) 地域定着支援	104
5	障がい児支援	
	(1) 児童発達支援	104
	(2) 医療型児童発達支援	105
	(3) 放課後等デイサービス	105
	(4) 保育所等訪問支援	105
	(5) 障がい児相談支援	106

第4章 地域生活支援事業について

1	実施する事業の内容	107
2	事業量の見込み	
	[必須事業]	
(1)	理解促進・研修啓発事業	108
(2)	自発的活動支援事業	108
(3)	相談支援事業	108
(4)	成年後見制度利用支援事業	109
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	109
(6)	地域自立支援協議会	109
(7)	発達障がい者支援センター運営事業	109
(8)	障がい児等療育支援事業	109
(9)	日常生活用具給付事業	110
(10)	移動支援事業	110
(11)	地域活動支援センター	111
(12)	手話奉仕員養成研修事業	111
(13)	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	111
(14)	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	112
	[任意事業]	
(15)	訪問入浴サービス事業	112
(16)	日中一時支援事業	112

第4部 参考資料

1	大阪市のサービス供給体制の見通し	115
2	大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画（素案）に係る 意見募集の結果	117
3	平成25年度大阪市障がい者等基礎調査 結果の概要	118
4	障がい者数	128
5	障がい福祉サービスの利用状況	128
6	施設入所者の地域別の状況	129
7	精神科在院患者数 病状区分別人数	129
8	大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画策定に向けた 取り組みの経過	130
9	大阪市障がい者施策推進協議会委員名簿	133
10	障がい者計画策定・推進部会委員名簿	134
11	地域自立支援協議部会委員名簿	135
12	発達障がい者支援部会委員名簿	136
13	大阪市障害者施策推進協議会条例	137
14	用語の説明	139
15	第3期障がい福祉計画の進捗状況	144

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の基本的考え方

1 計画の位置づけ

- ・この計画は、「障害者基本法」に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的な推進を図るための「市町村障がい者計画」である「大阪市障がい者支援計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）」に基づき、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「障がい福祉計画」である「第 4 期大阪市障がい者福祉計画」を一体的に策定するものです。
- ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など障がいのある人のための施策に関連した他の計画との連携を図ります。

2 計画の期間

- ・今般策定する「大阪市障がい者支援計画（後期計画）」は、平成 24 年に策定した計画の中間見直しを行うものであり、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。
- ・また、「大阪市障がい福祉計画」は、平成 18 年度に策定した計画から数えて 4 期目の計画であり、国の基本指針に基づき平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を計画期間とします。

3 計画の対象

- ・この計画の対象は、「障害者基本法」において障がい者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。
社会的障壁とは、「障害者基本法」において「障害がある者に

とって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

4 計画の基本理念・基本方針

- ・「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、その実現にあたっては、次の3点を旨として図られなければならないとされています。

- 1 社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- 2 地域社会において他の人々との共生を妨げられないこと
- 3 意志疎通、情報の取得または利用のための手段の確保

そして、障がい者施策に関する各種国内法の整備が進み、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が締結されました。これらの動向や、この間の大阪市における自立生活支援の実績を踏まえ、次の3点の基本方針を引き継いでいきます。

(1) 個人としての尊重

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。

(2) 社会参加の機会の確保

地域で生活する者として、社会参加できるための実質的

平等が権利として保障され、あらゆる分野の活動に参加できることが必要です。

それぞれ、社会の中で自分自身の生き方を選び、自分の可能性を高め、自己実現していくことができるようそれぞれの状況に応じた必要な条件整備に努めます。

(3) 地域での自立生活の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて、自らのライフスタイルをもって地域での自立生活を確立していけるよう支援するとともに、共に支えあって生活することができるインクルーシブな社会の実現をめざします。

5 計画の推進体制

- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会及びその部会において、計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行い、障がいのある人に関する施策について当事者意見の反映に努めます。
- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会において、総合的に計画を推進していくために必要な事項の調査や検討課題について審議を行います。
- ・ 関係部署の実務担当で構成する大阪市障がい者施策推進会議において、施策についての検討及び施策の実施にあたっての調整を行い、さらに国や大阪府との役割分担のもとに、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 情報を公開し、説明責任を果たすとともに、市民・関係団体等との協働による施策推進を図ることで、市民と行政のパートナーシップを強化し、共に生きる社会づくりに努めます。

6 計画の見直し等

- ・「障害者総合支援法」の今後の見直しやその他の法令等の改正、さらには本計画の進捗状況及びその評価によって、計画期間内に見直しを行うことを検討します。
- ・なお、大阪市においては、法令や固有名詞等を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については「害」の字をひらがなで表記します。

第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性

1 大阪市のこれまでの取り組み

- ・大阪市においては、昭和58年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、平成5年度には第2期計画の「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定し、そして平成10年度には重点施策実施計画として「大阪市障がい者支援プラン」を策定し、具体的な数値目標を示し、障がいのある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立をめざした着実な施策の推進を図ってきました。
- ・自立生活センターの設置や地域生活を支える介護制度、ひとにやさしい大阪のまちづくり、また就労支援センターの設置など障がいのある人の社会参加や地域での自立生活の推進のために先進的に取り組んできており、大阪市における障がい者支援の基盤整備が大きく進展しました。
- ・平成15年度には、第3期の10カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定し、その基本方針として、
 - 自らが主体者として生き方や生活のあり方を選択し、決定していくことを尊重する「個人としての尊重」
 - 市民として保障されている権利が当たり前に行使でき、自己の選択により社会参加し、自己実現を図ることのできる権利実現に向けた社会基盤づくりをめざす「権利実現に向けた条件整備」
 - 社会資源を活用して自らの意志に基づき自らのライフスタイルを確立していくことをめざした「地域での自立生活の推進」の3点をかけた、計画の推進を図ってきました。
- ・また、平成18年の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の大きな変革を踏まえ、障がい福祉サービスに関する事

項については「大阪市障がい福祉計画」として策定し、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取り組みを進めてきました。

- ・その後、平成24年には、総合的かつ計画的な推進を図るための6カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、3年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会の実現をめざし、取り組んでいます。

2 わが国及び世界の動向

- ・「完全参加と平等」を目的とした1981年（昭和56年）の「国際障害者年」とその後の「国連・障害者の十年」の取り組みを経て、わが国においても障がいのある人の権利の確立、自立生活支援へさまざまな取り組みが進められました。
- ・わが国における社会福祉基礎構造改革の流れをうけて、平成15年度には措置費制度から契約制度に転換する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月から障がいの種別を一元化した障がい福祉サービスを提供するための「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉施策は大きく転換されました。さらには教育や労働等の障がい者施策にかかわる法令改正により、障がいのある人への支援施策が大きく変わってきています。
- ・2001年（平成13年）には、障がいに関する国際的な分類として世界保健機関（WHO）が「国際生活機能分類（ICF）」を採択し、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障がいとして表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障がいをとらえ、それを打破するための環境整備とエンパワメントへと障がい者施策の転換が行

われました。

- ・ 2006年（平成18年）には国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。
- ・ わが国においても、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がいのある人に係る制度の集中的改革が行われました。
- ・ 平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、平成24年10月には、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。
- ・ 障がい福祉サービスの分野においては、平成24年4月から利用者負担の見直しや支給決定のプロセスの見直し、地域相談支援の個別給付化及び「児童福祉法」の改正による障がい児支援の強化が図られました。
- ・ さらに、平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正され、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病患者等が加わるとともに、平成26年4月からの障がい支援区分の創設などが規定されました。
- ・ 平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）」が制定され、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが義務付けられ、平成28年4月に施行される予定です。
- ・ これら各種の法整備が完了したことにより、「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に締結、同年2月に発効することとなり、障がいのある人の権利の実現に向けたそれぞれの生活場面における取り組みをより一層進めていくことが求められています。

3 大阪市の今後の方向性

- ・大阪市においては、これらの施策の転換に対しても、当事者の方たちの生活実態に沿った制度の運営に努めてきており、さらに生活環境や社会資源の整備も含めて、障がいのある人が地域で自立生活できるよう継続して取り組んできました。
- ・これまでの計画の基本的考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会の実現を進めます。

4 「障害者差別解消法」への対応

- ・平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が障がいを理由とした差別を受けず、地域での自立生活を送り、社会参加していけるよう、市民への啓発に取り組みます。また、本市の施策を推進するにあたっては合理的配慮に留意するとともに、紛争解決のための体制整備について検討を進めます。

第3章 計画推進にあたっての基本的な方策

1 生活支援のための地域づくり

- ・障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、施設や病院から地域生活への移行を進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保とあわせて、区・市・地域の取り組みが連携して機能していく仕組みを構築していきます。
- ・地域自立支援協議会が中心になって、区を単位とした地域に密着した関係機関のネットワークの充実を図ります。
- ・見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど区よりもさらに身近な地域での生活を支援するための取り組みを進めていきます。
- ・市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPOの活動を支援し、振興を図ります。
- ・相談支援体制の機能強化により、個々のニーズと社会資源を適切に結びつけることができるよう、エンパワメントの視点から支援を推進します。
- ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」をも見据えた早期からの自立の促進の視点に立ち、コーディネート機能の強化や社会資源の整備等について検討します。

2 ライフステージに沿った支援

- ・一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策、及び保健医療、教育、就業施策が連携した支援体制を構築します。
- ・障がいのある人の高齢化にともない、高齢者を対象とした施策・福祉サービスへの円滑な移行が課題となっていますが、障

がいの特性に応じた必要な支援を継続して行い、また、施策の連携や情報提供などの充実に取り組みます。

3 多様なニーズに対応した支援

- ・重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズの把握を行いながら、専門機関や地域の関係機関、サービス事業所が連携した体制を構築し、家族も含めた適切な支援を進めていきます。
- ・発達障がいのある人への支援は、身近な地域で、障がいの特性を踏まえた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、取り組みを進めていきます。
- ・障がいのある単身生活者の増加や高齢化などの実態を踏まえ、関係施策との連携も含めて支援のあり方について検討を進めます。
- ・医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の充実が必要であり、大阪府と連携を図りながら、更なる支援体制の推進を図ります。
- ・障がいのある人の多様なニーズに対応し、円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションが図れるよう、意思疎通支援に取り組んでいきます。

4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進

- ・障がいのある人に対する虐待は障がいのある人の人権を侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えていることから、虐待防止は極めて重要な取り組みです。平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき地域や施設などでの虐待から救済するだけでなく、未然に防止する取り組みを行うこと

により、障がいのある人の権利利益の擁護を図ります。

- ・ 大阪市の施策の推進にあたっては、障がい当事者の視点に立ち、その意向を尊重した取り組みを推進します。
- ・ 障がいのある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるようセルフ・アドボカシー活動について引き続き充実します。
- ・ ピアカウンセリングなど障がい当事者のさまざまな活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努めます。

5 支援の担い手の資質の向上

- ・ 事業所職員や専門的ノウハウを持つ支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者相談支援の担い手が専門的で障がいのある人に寄り添った自立を支える支援を行えるよう、効果的な研修の充実と、支援に係る情報の共有化を図ります。

6 調査研究の推進

- ・ 障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。
- ・ とりわけ、重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいなど、多様なニーズを有する人への支援のあり方について総合的に研究を進めます。
- ・ 障がい特性に応じた施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態や

ニーズに関する調査を実施します。

第 2 部 障がい者支援計画

第 1 章 共に支えあって暮らすために

1 現状と課題

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んでよかったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざして「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定し、その中で「人権啓発・教育」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力と位置付け、継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、本計画の基本方針（第 1 部第 1 章の 4）に関する市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

しかしながら、「障害者差別解消法」が制定された現在も、障がいのある人に対する差別や偏見が依然としてあり、就労や住居を借りるにあたっての差別など、様々な分野において差別が見られます。

特に精神障がいのある人に対しては、我が国においてこれまで入院中心の医療施策をとってきた経過もあり、精神障がい者との交流の機会が乏しく、理解が進まなかったことから、現在も否定的なイメージが先行し、根強い差別と偏見の対象になっています。そのため多くの精神障がいのある人が不安を持つという状況もあります。精神疾患は誰もがかかる可能性のある「こころの病」であり、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち、理解を深める必要があります。

学校等においても、障がいのある幼児・児童・生徒に対するい

じめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取り組みが必要です。

また、感染症や難病についての誤った知識により、差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

発達障がいについて、平成23年の「障害者基本法」改正により、同法の対象として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も正しい理解と適切な支援を広める取り組みが必要です。

「身体障害者補助犬法」の施行から10年以上を経過し、社会の理解は徐々に進んではいるものの、依然として公共施設や公共交通機関、病院、ホテルなどの不特定多数の方が利用する民間施設について補助犬の同伴拒否事例が見受けられるため、補助犬の受け入れについて、引き続き、啓発に努めていく必要があります。

「障害者基本法」の主旨を踏まえ、地域社会における共生を進めるために障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人たちに対してそれぞれに適した支援が必要です。

また、情報収集等に関しても同様に地域生活に必要な情報の収集、自己選択・自己決定の推進の観点から支援が必要です。

平成25年に成立した「障害者差別解消法」を受け、本市においても障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の確保を図るために必要な対応について、全庁的な取り組みを推進することが求められています。

課 題

啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

イ 広報の充実

人権教育・福祉教育の充実

コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進
ア 多様な情報提供
イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実
ウ 情報バリアフリーの推進
地域での交流の推進

2 施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

- ・障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取り組みが効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。
- ・「障がい者週間」（12月3日～9日）を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティア、当事者の参加を求め、関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- ・店舗への入店拒否や住宅を借りる際の入居拒否、就労における差別等、様々な分野において障がいを理由とした差別が残っています。そうした差別が発生しないよう、関係部局が連携して事業者に対する啓発等の対応を進めていきます。
- ・「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針に即した本市の職員対応要領の策定に向けて、検討を進めていきます。また、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止または解決を図るための体制整備の検討や、差別の解消を図るための市民啓発について、関係機関と連携しながら取り組みを進めていきます。
- ・精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、各種広報媒体の利用や当事者参画など多彩な啓発活動に取り組みます。

- ・ 広く市民に難病に対する理解を求めるため、大阪市主催のイベント等の機会をとらえて周知ビラを配布・設置するなど啓発に努めます。また、大阪府が実施主体である難病相談支援センター事業についても、さまざまな機会をとらえて周知に努めます。
- ・ HIV感染者、エイズ患者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見や差別を解消するために、ホームページやパンフレット等の作成等により、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センターについても、啓発講座の開催など、さまざまな機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。
- ・ 障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。
- ・ 啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取り組みを進めます。
- ・ 補助犬の受け入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。
- ・ 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取り組みを進めます。

イ 広報の充実

- ・ テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアを活用するなど、

多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。

- ・さまざまな機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページの活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- ・各学校園において、障がいのある幼児・児童・生徒に対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りの幼児・児童・生徒とのより良い関係づくりを進めます。
- ・多様な障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

(3) コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進

ア 多様な情報提供

- ・障がいのある人が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、音声読み上げソフトやインターネットといったICT（情報通信技術）などの活用も含めそれぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いた分かりや

すい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。

- ・ICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのある子どもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

- ・コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要です。また、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、対面朗読、録音図書、または手話の言語性を尊重した手話・要約筆記などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。また、大阪府と連携し、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者や盲ろう者通訳・介助者の派遣事業を推進します。
- ・障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人については、その特性への理解を深めるなど支援に努めます。
- ・視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めます。

ウ 情報バリアフリーの推進

- ・障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報機器やソフトウェアに関する情報の提供や情報バリアフリーの推進に努めます。

(4) 地域での交流の推進

- ・障がいの有無に関わらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相

互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第 2 章の 1 地域での暮らしを支えるために

1 現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。

サービス利用者である障がいのある人の自己決定とサービス提供者との対等な関係をめざして、平成 15 年度から措置制度から契約制度への転換が図られましたが、未だに利用者とサービス提供者が必ずしも対等な立場にあるとは言えず、利用者の権利が軽視されやすい状況にあると考えられます。また、サービスを利用するにあたって必要な情報の収集や判断に困難がある方もあり、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みを構築することが必要です。

相談支援については、区域における相談支援機関として、各区 1 箇所の区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを平成 24 年度に新たに設置し、相談支援体制の充実を図りました。

しかしながら、報酬単価が低いこと等により指定相談事業所の開設が進まないなどの課題もあり、今後、関係機関の役割分担の整理を図るなど相談支援体制を強化することが課題となっています。

また、障がいのある人のニーズや福祉課題は複雑・多様化・深刻化しており、本人に対する支援の相談だけでなく、家族が問題（失業、高齢化など）を抱えており、一体的に支援することが必要な場合も考えられます。そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、各関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要であり、相談支援機能の充実について中長期的な視点で

の検討が求められています。

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」を踏まえ、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

また、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、施行後3年を目途に支援のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずることとしています。

大阪市としてもサービスを必要とする方が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービスが提供できる体制を整備していく必要があります。

「児童福祉法」の改正により、障がい種別等により分けられていた障がい児施設の体系が平成24年度から再編されるとともに、通所サービスの利用にあたっての障がい児相談支援事業、放課後等デイサービス、及び保育所等訪問支援事業といったサービスが新設されたところであり、今後障がい児支援のより一層の強化を図っていく必要があります。

福祉サービスを支える人材の確保は引き続き課題となっており、制度の動向等も踏まえ、市としてもサービス基盤確保・サービス提供事業者の資質向上の視点から、対応について検討していくことが必要です。

「スポーツ基本法」（平成23年）が制定され、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。大阪市でも障がいの種別や程度に応じて必要な配慮を行い、地域での

スポーツ・文化活動を推進していくことが必要です。

課 題

サービス利用の支援

- ア 福祉サービスの適切な利用
- イ 人材の確保・資質の向上
- ウ 後見的支援事業の利用の促進

相談、情報提供体制の充実

- ア 相談支援事業等の充実
- イ 相談支援体制の強化
- ウ 地域自立支援協議会の活性化

虐待防止のための取り組み

- ア 障がい者虐待の防止のための啓発
- イ 養護者等による虐待への対応
- ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
- エ 利用者による虐待への対応
- オ 関係機関の連携体制の構築

在宅福祉サービス等の充実

- ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
- イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
- ウ 所得保障の充実

居住系サービス等の充実

- ア 居住系サービス等の充実

日中活動系サービス等の充実

ア 日中活動系サービス等の充実

障がいのある子どもへの支援の充実

ア 障がい児支援の充実

イ 関係機関の連携した支援の推進

スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

イ スポーツ・文化活動の振興

2 施策の方向性

(1) サービス利用の支援

- ・障がいのある人が、自らの選択と決定により適切なサービスを受けられるよう、必要な情報の収集や意思疎通及び自己決定の支援、さらには権利擁護、苦情解決の仕組みを構築していきます。
- ・また、サービスを支える事業者や人材の確保が課題であることから、制度の動向等も踏まえ、市としてもサービス基盤確保・サービス提供事業者の資質向上の視点から、対応について検討していきます。

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・福祉サービスの適切な利用ができるよう、ホームページや各区保健福祉センター等の窓口において必要な情報の提供を行います。
- ・事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう支援を行います。

イ 人材の確保・資質の向上

- ・福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上は重要な課題であるため、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 後見的支援事業の利用の促進

- ・知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行うことが困難な人が、円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや関係機関が互いに連携し、利用支援と制度の啓発を行います。
- ・地域福祉の視点から身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成や活動支援を、大阪市成年後見支援センターで行います。
- ・福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）について、ニーズの増加も十分に見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

（２）相談、情報提供体制の充実

- ・相談支援については、区を圏域として各種事業所や専門機関がネットワークを構築できるよう、「障害者総合支援法」の内容を踏まえ、相談支援体制のより一層の充実を図ります。
- ・また、区・市・地域の関係機関が連携し、相談支援の機能が有機的に結びつくことによって、効果的・総合的な相談支援体制の充実をめざすため、平成24年度に区障がい者相談支援センターの統括・後方支援機能を持つ基幹相談支援センターを設置しています。

ア 相談支援事業等の充実

- ・区を圏域とする区障がい者相談支援センターにおいては、区における障がい者支援の相談窓口としての機能を果たしています。
- ・区障がい者相談支援センターは、区保健福祉センターと連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たします。
- ・区障がい者相談支援センターでは相談支援従事者がケアマネジメントの高い専門性や障がい者支援の視点を有することが求められており、その対応レベルを向上させるため、基幹相談支援センターの実施する相談支援専門員に対する研修の活用などを含め、職員の資質の向上を図ります。
- ・ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。
- ・「障害者総合支援法」に基づき、計画相談支援、地域相談支援そして障がい児相談支援については、適切なサービス利用に向けて相談支援事業者の確保など、相談支援体制の充実を図ります。

イ 相談支援体制の強化

- ・区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関相互の連携を深めます。
- ・基幹相談支援センターは、区障がい者相談支援センターに対して適切な支援ができるよう、必要に応じて専門職や関係者の参画のもとで検討を行うことなどによってコーディネート機能やスーパーバイズ機能を発揮し、専門的・技術的後方支援を行うとともに、職員研修や事例の集積及び権利擁護に係る取り組み

などを行います。

- ・発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センターによる関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- ・障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、各区役所で人権相談窓口を開設しています。
- ・障がい福祉サービス利用計画の作成支援が十分に実施できるよう、支援の担い手の確保や報酬体系の改善などを国に対して求めていきます。
- ・地域における精神保健福祉相談の充実に図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者相談支援センター間の連携を強化するとともに、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。
- ・難病患者等に対する相談については、「大阪府難病相談支援センター」の相談事業に協力して取り組んでいきます。

ウ 地域自立支援協議会の活性化

- ・市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行っていきます。
- ・区地域自立支援協議会においては、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応など、新たな課題への取り組みが必要とされています。各区の活動状況については、地域

の実情に応じた取り組みが進められてきているところですが、依然として各区の状況に差異がみられることから、区地域自立支援協議会がより一層活性化するように、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。

- ・区地域自立支援協議会が更なる活性化を図るため、市地域自立支援協議会が必要な助言や支援を行える体制づくりを行います。また、それぞれの区地域自立支援協議会が集約を行った相談支援や既存の社会資源の改善または新たな開発などに関する諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取り組みを進められるような仕組みづくりを行います。

(3) 虐待防止のための取り組み

- ・障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、引き続き通報窓口の周知を進めます。また、虐待を受けた障がいのある人が安心安全な場所で自立した生活を送ることができるよう、緊急性がある場合の保護先施設の確保や、その後の生活に必要な福祉サービス・社会資源の活用による対応や受け皿の確保が進むよう、関係機関の連携強化に努めます。さらに、権利擁護の取り組みとして、平成15年度より実施している後見人報酬の助成や、平成18年度より実施している後見業務を適正に行うことができる人材育成・研修など、引き続き成年後見制度の利用促進を図ります。

ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- ・虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による虐待への対応

- ・養護者等から障がいのある人に対する虐待に対応するため、区

保健福祉センターと区障がい者相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図ります。

- ・ 養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。
- ・ 養護者の負担の軽減を図ることなどにより障がい者虐待を防止するため、区保健福祉センターや区障がい者相談支援センターは、対応マニュアルに沿って養護者に対する相談、指導、及び助言その他必要な対応を行います。
- ・ 区保健福祉センターや区障がい者相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなど、後方支援を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- ・ 障がい福祉サービス事業者等に対して集団指導等の場で人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取り組みを強めます。
- ・ 虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。

エ 利用者による虐待への対応

- ・ 利用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ 関係機関の連携体制の構築

- ・ 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域の

ネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。

(4) 在宅福祉サービス等の充実

- ・障がいのある人や難病患者等への居宅介護等の障がい福祉サービス等については、地域で暮らすうえで最も身近で重要なサービスであり、引き続き国に制度の改善や十分な財源措置を働きかけながら、必要なサービス量の確保に努めます。

ア 訪問系サービス及び短期入所の充実

- ・居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・平成26年4月から重度訪問介護の対象者が拡大されましたが、重度障がいのある人の地域での自立生活の支援や社会参加を推進するため、常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。
- ・移動支援事業については、平成23年10月から重度の視覚障がいのある人への同行援護事業が創設され、自立支援給付の対象となりましたが、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、引き続き国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。
- ・短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。介護者の疾病等の理

由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。また、利用が必要な時に円滑に利用できるよう、サービスに係る情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進

- ・障がいのある人が必要とし、個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うなど、より効果的な給付に努めるとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討し、より効果的な給付に努めます。
- ・住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

ウ 所得保障の充実

- ・年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。

(5) 居住系サービス等の充実

- ・グループホームは、地域における居住の場であり、また施設や病院等から地域移行や退院促進を進めるための重要なサービス基盤として位置づけており、引き続き、国に対して制度の見直しや良質な人材を確保するための報酬の引き上げ等を要望し、設置促進に努めます。

ア 居住系サービス等の充実

- ・経過措置とされているグループホームにおけるホームヘルプサービス利用の恒久化や、夜間支援体制に係る加算、重度障が

い者支援に係る加算の拡充など、支援体制の充実について国に働きかけていきます。

- ・グループホームの設置促進に向け、設備整備のための助成制度や市営住宅の活用を行っています。グループホームを利用する際の助成（特定障がい者特別給付費）の活用により、利用者負担の軽減を図るとともに、今後も整備費・設備整備費の助成や、市営住宅の利用を希望する事業者にご利用可能な住戸とのマッチングを図るなど、より一層の設置の促進に努めます。

（ 6 ） 日中活動系サービス等の充実

- ・生活介護等の日中活動系サービスについては、障がいのある人の日常生活や就労等、自立した生活をおくるために必要な支援を受ける場ですが、サービスによっては、利用対象者や利用期間の制限等があることから、支援を必要とする人が適切にサービスを利用することができるよう、事業内容の見直しや通所に係る支援等について引き続き国に働きかけます。

ア 日中活動系サービス等の充実

- ・生活介護については、さらに充実したサービスとなるよう、送迎加算の拡充や入浴等の支援が報酬上評価される仕組み、医療的ケアが必要な重度障がいのある人への対応が可能となるよう国に対して働きかけていきます。
- ・自立訓練（生活訓練）については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、今後は、自立訓練（機能訓練）と合わせて、より充実した支援が可能となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけていきます。
- ・就労移行支援、就労継続支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、就労につなげるための支援がより効果的に発揮できるよう、障がい者就業・生活

支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。特に、就労移行支援におけるアセスメントについては、個々人の能力や状況等を踏まえて実施し、適切な支援につながるよう検討していきます。

- ・地域活動支援センターについても、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として、安定した運営ができるよう支援に努めます。
- ・地域活動支援センターが、障がいのある人の多様な日中活動のニーズに対応していくため、日中活動系の障がい福祉サービスでは対応できないニーズへの対応など、制度の意義とあり方を検討し、日中活動への支援策の充実を図っていきます。

(7) 障がいのある子どもへの支援の充実

- ・「児童福祉法」の改正にともない、平成24年度から障がい児施設の体系の再編やサービスの新設が行われ、障がい児支援の強化が図られています。身近な地域において適切な療育支援や福祉サービスが受けられるよう障がいのある児童に対する支援体制の構築を進めます。

ア 障がい児支援の充実

- ・支援体制の構築にあたっては、ライフステージに応じた一貫した支援の推進と支援機関の円滑な連携の推進が重要であり、保健医療・子育て支援・教育・福祉等の関係機関の連携を確保するとともに、児童発達支援センターが支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等が行えるよう取り組みを進めます。
- ・保育所や幼稚園等において障がいのある児童の積極的な受け入

れを支援するため、保育所等訪問支援事業として、障がいのない児童との集団生活に適應するための専門的な支援を行い、一貫した支援の推進につなげます。

- ・障がいのある児童を早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取り組みを進めます。
- ・発達障がいのある児童を対象とした専門療育機関や重症心身障がいのある児童を対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施など、障がいの特性に配慮した療育支援を推進します。
- ・障がい児入所施設においては18歳以上の入所者（年齢超過者）の割合が非常に高い状況があり、年齢超過者の地域移行を支援することによって、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に取り組めます。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・乳幼児期、学齢期、そして学校卒業後のそれぞれについて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は教育、保健・医療、福祉、就労支援等の関係機関と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・障がいのある児童やその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

(8) スポーツ・文化活動の振興

- ・障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ等を行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつ

つ、ライフスタイルの多様化にあわせて、地域でのスポーツ活動や、文化活動への参加を進めます。

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・地域でスポーツ・文化活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について障がいのある人の利用促進を図ります。
- ・市立の各種ホール・施設についても、安全の確保や利便性の向上を図る等、障がいのある人に配慮した整備を進めるとともに、民間施設についても協力を求め、障がいのある人の文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の振興

- ・舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図ります。
- ・障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる指導員の養成やボランティアを育成するとともに、国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。
- ・平成32年のオリンピック・パラリンピックの開催地が日本に決定したことを契機に、障がいのある人のスポーツに対する市民の関心を高め、スポーツの振興を図ります。
- ・障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適し

たレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を図ります。

- ・障がいのある人が芸術・文化活動を通じて精神的な豊かさを充実させるため、地域における文化活動を支援し、芸術・文化活動の振興を図ります。

入所施設利用者の地域移行

1 現状と課題

障がいのある人が適切な支援がないことにより本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは、人権侵害であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取り組みを推進していく必要があります。

大阪市はこれまで、「障がい者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり」「地域生活移行を支援する仕組みづくり」「地域で暮らすための受け皿づくり」の 3 つの課題を踏まえ、施設から地域生活への移行の促進に取り組んできました。

また、国では平成 26 年 4 月より、矯正施設・保護施設の入所者を、新たに地域移行支援の対象者に加えました。

第 3 期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数の目標数値の 798 人に対して、平成 25 年度末現在の地域移行者数は 674 人（達成率 84.5%）となっています。

また、平成 22 年度には、国に対して、地域移行を推進するための地域移行コーディネーターやピアサポーター等の支援体制づくりや地域生活の体験等の取り組みなどの必要性について提言を行いました。

平成 25 年度大阪市障がい者等基礎調査の結果では、障がい者・児が地域移行に際して不安に感じることとして、「身の回りの介助のこと」、「病気や災害の時などの緊急時の援助のこと」、「健康を保つことや年齢（高齢）のこと」などを挙げており、また、地域移行に際して必要と感じることとしては、「外出時に支援を受けること」、「通院時に介助の支援を受けること」、「地域で必要な医療やケアを確実に受けられること」などを挙げてい

ます。

また、入所施設管理者が地域移行を進める上の課題としているものは、「家族の理解」、「グループホームなどの充実」、「地域での介護・支援の確保」などとなっています。（詳細は巻末資料を参照。）

これらの調査結果から、地域移行の推進には、「家族や地域の理解をより一層深めること」、「グループホームや居宅介護等のサービス基盤の確保」とともに、「地域移行後の生活支援に必要なサービスに繋げるための地域ネットワークの構築」等が求められているといえます。しかし、現状では地域移行支援の活用が進んでいないことから、地域生活への移行を推進するため、基幹相談支援センターのコーディネート機能などを活用し、本人のニーズに沿った地域生活ができるよう、区障がい者相談支援センターや地域の各事業所、各関係機関とも連携して必要なサービスに繋がるような支援が求められています。

また、地域移行支援の推進については、矯正施設等を退所した人の地域移行など新たな課題とともに、その支援に伴う広域調整のあり方、地域生活定着支援センターとの連携方法などの整理を国へ求めつつ、府と連携して関係機関の役割分担や仕組みづくりについて早急に検討していく必要があります。

大阪市外の施設にも、大阪市から障がいのある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。

また、障がい児施設入所者623人のうち18歳以上の人（年齢超過者）は392人（62.9%：平成26年4月1日現在）であり、成人になっても児童施設に入所し続けているといった課題があり、施設から地域生活への移行に向けた取り組みが求められています。

施設入所者数については、第2期大阪市障がい福祉計画では、国の指針に沿って、平成17年10月現在の施設入所者数1,760

人を7%削減した1,637人に、砂川厚生福祉センター・金剛コロニーからの地域移行者数80人を削減して1,557人を目標としていました。また第3期大阪市障がい福祉計画では、さらに6%を削減することとして、1,451人(17.6%削減)を目標としていました。

平成26年3月現在の施設入所者数は1,435人(18.5%削減)となっており、施設入所者数の削減に向けた目標数値の設定にあたって国の基本指針(平成17年10月現在の施設入所者数(1,760人)の10%)に対して2倍近い削減率となるなど、第3期計画の目標数を現時点で達成しています。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、施設入所を希望されても可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において必要なサービスに繋がるような支援が必要です。

課 題

- 地域移行支援の推進
- 地域定着支援の推進
- 施設入所への対応

2 施策の方向性

- ・地域移行や地域定着の支援とは、「施設から地域に生活の場を移すだけの支援」ではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」です。
- ・また、地域移行は障がいの種別や程度あるいは状態にかかわらず、進める必要があります。
- ・障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行できるよう、また可能な限り施設に入所することなく地域で安心して生活し続けられるよう、地域移行や地域定着等の支援の充実を図りま

す。

(1) 地域移行支援の推進

- ・地域移行の支援では、施設入所者の地域移行への意欲の形成、不安の軽減に向けた情報提供等のアプローチが必要です。施設と相談支援事業者をつないでいくために、基幹相談支援センターはコーディネート機能を発揮し、区障がい者相談支援センターや各相談支援事業者と連携して、地域移行を進めていきます。
- ・また、施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、地域生活の場の見学や障がい当事者との交流、体験外出や体験宿泊等の取り組みを進めます。

ア 相談支援事業者の確保

- ・地域生活移行や地域定着支援に向けて、サービス等利用計画の作成やモニタリング、各種障がい福祉サービス事業者等への同行支援や、地域生活の体験の取り組み、入居のための支援等を行う相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう基幹相談支援センターを中心として、地域移行支援に関する研修についても取り組みを進めていきます。

イ 地域移行のコーディネート機能を活用した推進

- ・地域移行を進めるためには、施設入所者への地域生活に関する情報提供や不安の解消に取り組みながら、地域移行に向けた意識づくり、家族の理解の促進など、前段階における取り組みが必要です。
- ・相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しな

がら、的確な支援を行う必要があることから、施設から相談支援事業者へと円滑な引き継ぎが行われるよう、必要に応じて、基幹相談支援センターが地域移行に係るコーディネートを行います。

ウ ピアサポーターによる支援

- ・相談支援事業者は、施設に入所している人への意識づくりや不安解消のための働きかけや、さらには体験外出や体験宿泊等の支援において、必要に応じてピアサポーターの活用を図ります。

エ 家族等への支援

- ・地域生活への移行について、入所施設及び相談支援事業者が連携して情報を共有化し、家族の理解が得られるよう働きかけを行います。

オ 地域移行に係る啓発

- ・地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、基幹相談支援センターを中心に、各区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などに取り組みます。

カ 障がい児施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取り組み

- ・障がい児施設の18歳以上の入所者（年齢超過者）や、市外施設への入所者が多くおられることから、他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、必要な支援のあり方について検討します。
- ・また、金剛コロニーの再編整備計画に伴い、大阪市内からの同

コロニーへの入所者の状況やその意向の把握に努め、地域移行の促進に取り組みを進めます。

キ 地域移行困難者に対する支援

- ・ 行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受け入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を具体的に検討していきます。また、地域移行支援の対象拡大に伴い、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

(2) 地域定着支援の推進

- ・ 地域移行後の地域定着支援においては、地域生活を支えるグループホーム等の住まい、日中活動の場、居宅介護等、受け皿となる事業者の十分な確保と、それら事業者の連携、ネットワークの構築に努めます。
- ・ 区障がい者相談支援センターを中心として地域自立支援協議会を活用する等により、ネットワークの構築をめざします。

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進するためには住まいの確保や各種サービスを提供する支援体制等、地域における受け皿の確保に努めます。特に、住まいの確保に向けて、グループホームの設置助成や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては相談支援事業者が入居契約手続等の支援に努めます。

- ・ 居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

イ 地域定着支援に向けたネットワークの構築

- ・ 相談支援事業者が、移行後の地域生活定着に向けた必要な支援を行うため、区障がい者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センター等の関係機関と地域の事業所等との連携によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。
- ・ 相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時での相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活づくりに努めます。
- ・ 重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいなどにも対応できるよう、地域の医療機関や福祉事業者の連携が必要であり、移行後の生活づくりのための支援・連携体制について検討します。

(3) 施設入所への対応

- ・ 施設入所者に対しては、地域移行支援や地域定着支援による取り組みを進めることにより、地域移行を希望する人が安心して地域生活を実現できるよう支援していきます。
- ・ また、地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センター等の関係機関等と連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。

入院中の精神障がいのある人の地域移行

1 現状と課題

平成9年に大和川病院事件で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。平成11年3月19日大阪府答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されており、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取り組みを進めてきました。また、「障害者の権利に関する条約」に基づく権利擁護の観点も踏まえ、精神障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取り組みとして、平成14年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

平成20年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアサポーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

平成24年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談

員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

第3期大阪市障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）では、平成22年の精神科在院患者調査により、病状区分の軽度・院内寛解・寛解の方である906人を退院可能な方とみなし、第1期、第2期計画を引きつぎ、国の指針に即して、新たな社会的入院を生み出さないことを視野に入れ退院可能な906人の6%にあたる54人を減少させ、852人とすることを目標数値としました。

第2期まで（平成14年度～平成23年度）の地域生活移行支援事業による地域移行者の実績は、退院可能者目標数値822人に対し338人（41.1%）です。

また、年齢区分では、60歳以上の方が、概ね60%となり、高齢化も課題となっています。

第3期計画においては、地域生活移行支援事業による地域移行目標数を、毎年20人とし、平成24年度～平成26年度の3年間で60人の地域移行を目標としています。

平成24年度～25年度末の本事業による実績は、60人中29人で、達成率は48.3%です。

なお、平成14年度～25年度末で、地域移行された方は、177人で年平均14.8人となっています。

長期入院の方は、高齢化、家族からの孤立、あるいは家族の不安による退院への反対、居住先がないなど多くの課題をかかえています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている方もおられます。これらの課題を受け止め、支援機関は、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心に、病院職員や市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行います。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実に図るとともに、大阪市のよう都市部においては、多職種チームによる支援が重要と思われます。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

地域移行・地域定着支援により、こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、基幹相談支援センター、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

平成22年度からこころの健康センターでは、「精神科病院からの地域移行にかかわる検討会議」を設置して事業の推進を図っていますが、今後は、更に退院促進等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。

地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わるということだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある方が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取り組みができるよう国にも提言、要望をしていく必要があります。

課 題

精神科病院との連携

地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

精神科病院入院者への啓発

家族及び地域住民への理解のための啓発

地域保健医療と多職種チームとの連携

2 施策の方向性

（1）精神科病院との連携

こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。

各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。

また、大阪市民の多くが大阪市の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

（2）地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行い、基幹相談支援センターと連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

(3) 精神科病院入院者への啓発

入院中の対象者及び精神科病院に対する啓発として、ピアサポーターを中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施するとともに、地域において入院中の対象者との交流を図る啓発を実施しています。

ピアサポーターによる啓発は入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。

(4) 家族及び地域住民への理解のための啓発

地域移行・地域定着のためには、家族及び地域住民の理解を得ることが大切です。市民講座や家族教室・ボランティア養成講座など、さまざまな機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで、精神科病院へ長期入院している方の事情や支援の取り組みの理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。

(5) 地域保健医療と多職種チームとの連携

地域移行・地域定着を図るには、地域での受け皿であるグループホームなど地域におけるサービス基盤の確保・充実に努めています。

また、こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。さらに、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。地域

自立支援協議会との連携を図るとともに、地域連携のあり方など、国の動向を見据えながら、その方策について検討会議で継続的に検討していきます。

また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。

第3章 地域で学び・働くために

1 現状と課題

本市においては、これまでも、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育の推進に努めています。さらに、平成19年度から本格実施された特別支援教育を受けて、各校園の発達障がいを含めた障がいのあるこどもについて、一貫性のある支援を行うことを目的として、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成、特別支援教育コーディネーターの位置付け、関係機関との連携などに取り組み、障がいのある乳幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育・保育の推進に努めてきています。

幼稚園や保育所では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望するこどもを受け入れています。幼稚園、保育所では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育を進めています。

障がいのある児童の保育所への入所希望は年々増加傾向にあり、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、「発達障害者支援法」の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障がいの認知が広がるにつれ、近年は保育所にも多くの発達障がいのある児童が入所しています。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を引き続き尊重するとともに、小・中学校での障がいのある児童・生徒に必要な条件整備に努めています。

高等学校においては、入学者選抜での条件整備を行うことで、障がいのある生徒の入学が増えてきています。さらに平成18年度入学者選抜から自立支援コースでの知的障がいのある生徒の高等学校受け入れを行っています。高等学校での受け入れのあり方

については、引き続き検討する必要があります。

課題として、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校においては在籍数が年々増加している状況があります。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童・生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。一方、特別支援学校では普通教室の不足やスクールバスの長時間乗車など教育環境に影響が生じており、対策を講じる必要があります。

また、障がいのある児童・生徒の不登校についても喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の構築が必要です。

「障害者の権利に関する条約」にともなう国際的なインクルーシブ・エデュケーションの動向も踏まえつつ、本市の特別支援教育においては、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育のさらなる推進、充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の検討が必要です。

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。本市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正（平成20年）により、障害者雇用納付

金制度の適用企業の範囲や短時間労働者等の対象が拡大されました。また一方で、障がいのある人の就労意欲の高まりと CSR（企業の社会的責任）の観点から障がい者雇用への取り組みは拡大され、平成 25 年 4 月の「障害者雇用促進法」施行令の改正による法定雇用率の引き上げや、特例子会社の認定数の増加により、雇用者数は過去最高を更新する増加を続けています。

しかしながら、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くあり、本市が行った平成 25 年度障がい者等基礎調査の結果においても、障がいのある人が一般就労に必要と思うこととして職域開発や障がいに配慮した職場環境、多様な就業形態を求める回答や、職場における障がいに対する理解や就業を継続するための支援を求める回答が多くありました。

障がい者就業・生活支援センターにおいても在職者からの相談が増加しているほか、就職した相談者が長く働き続けるための定着支援に向け、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実が必要です。

精神障がいのある人については就職件数の大幅な増加や「障害者雇用促進法」において、平成 30 年に精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられるなど、就労支援へのニーズはますます高まっています。しかし、精神症状からおこる障がいの特性等や、企業側の精神障がいのある人に対する理解が不十分等の理由から就業には多くの困難が依然としてあり、就労支援機関・医療・企業がさらに連携し就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、適切な支援に結びつきにくい人も多いことから、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により総合的な就業支援体制を整備することが必要です。

難病患者や中途障がいのある人については、就業や原職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、さまざまな制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

また、特別支援学校の高等部では卒業生の就職率を高める課題があり、在学中から卒業後の進路を展望した「個別の教育支援計画（移行計画）」を作成し、地域の社会資源との連携などに活用することで、一人ひとりの生徒のライフステージを見通した進路指導の充実が必要です。

さらに「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という）」の施行に伴い、地方公共団体は障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じることが責務として規定され、調達方針の策定・公表や同方針に即した調達の実施が必要となっています。

課 題

就学前教育の充実

義務教育段階における教育の充実

後期中等教育段階における教育の充実

生涯学習や相談・支援の充実

教職員等の資質向上

就業の推進

就業支援のための施策の展開

福祉施設からの一般就労

2 施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

ア 幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実

・幼稚園においては、地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活で

きる教育の内容充実を図り、より多くの幼稚園で受入れの促進に努めます。

- ・ 保育所においては、地域社会の中で障がいのあるこどもとないこどもが共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図り、受入れの促進に努めます。
- ・ 障がいの早期発見早期支援の観点から保育所においても関係機関と連携し、適切な支援を行うため、個別支援計画、個別指導計画を作成するなど支援体制の整備を進めます。
- ・ 幼稚園、保育所ともに、地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、幼稚園・保育所・小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- ・ 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中の、または今後利用する予定の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

イ 視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚部の充実

- ・ 視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚部においては、専門的な教育内容の充実とともに、こどもの居住地との交流を進めます。また、在籍しない幼児の教育相談など、開かれた活動の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。

- ・幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助アルバイトを配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(2) 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・障がいのある児童・生徒は、まず居住地の学校の児童・生徒と位置づけられることから、地元の小・中学校が就学の相談を受け、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないよう取り組みます。また、学校教育全体で障がいのある児童・生徒を受けとめるという観点から、共に学び共に育ちあう多様な教育の展開を図ります。
- ・こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。
- ・障がいのある人とない人との豊かな関係づくりを図る交流等、共に学び活動する取り組みをさらに積極的に進めます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童・生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童・生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、

発達障がい等のある児童・生徒の学習支援等にあたるなど、今後も各学校の状況を把握し、ニーズをふまえ、校内における支援体制整備の充実に努めます。また、特別支援学校における教室不足等の課題の改善にも努めます。

- ・各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、各学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実に努めます。
- ・特別支援教育担当アドバイザーや担当指導主事が要請のある各学校園を巡回し、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を招聘するなど教員の発達障がいに関する専門性の向上を図ります。
- ・特別支援学校のスクールアドバイザー等が、地域学校園を支援するセンター機能を活用し、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する相談や研修の実施、進路指導や就業に関する相談の実施により、発達障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。
- ・エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書の活用を進めるなどを行い、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・医療的ケアが必要な児童・生徒が増えていることから、共に学ぶ教育が進むよう、看護師資格を持つ者の巡回などの対応の充実に努めます。
- ・障がいのある児童・生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童・生徒の荒天時等でのタクシー利用や、特別支援学校のスクールバスの運行等に取り組んでおり、今後も国の動向を注視しつつ、個々のケースに応じて適切な支援の充実に努めます。

ウ 特別支援学校等の機能の充実

- ・特別支援学校では、在籍する児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、小学校・中学校等の実践を支援する特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていきます。
- ・疾病による障がいのある児童・生徒が病状を理解し、主体的に必要な治療や生活規制に取り組むことができるよう一層の専門性の向上、医療・福祉等関係機関との連携に努めます。
- ・周辺の校園との交流とともに、在籍する児童・生徒の居住地の校園や地域との交流も進めます。
- ・発達障がい等も含めた相談機能を充実するなど、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校園を支援します。また、小学校で実施している児童いきいき放課後事業に、校区内在住の特別支援学校在籍児童も参加し、居住地での交流を進めています。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実 (高等学校・高等部)

ア 多様な教育の展開

- ・義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受け入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、平成18年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受け入れの拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。
- ・特別支援学校高等部においては、卒業後の地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係機関との連携を図りながら「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づきその教育内容の充実を図るとともに、同世代の生徒や地域との交流、さらに、高等学校等の実践への支援にも努めます。

イ 自立に向けた教育内容等の充実

- ・自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化を踏まえ一人でも多くの生徒が一般就業につながるよう職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職やトラブルの防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組む等、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・高等学校、特別支援学校高等部、職業教育訓練センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。
- ・高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

- ・図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるよう整備を一層推進します。
- ・個性を生かして気軽に取り組める学習活動など、生涯学習の事業の充実を図ります。また、障がいのある人が身近な場で生涯

学習活動に取り組めるよう、生涯学習ルーム事業などの内容の充実を図ります。

- ・事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけたり、資料をわかりやすいものにし、点字化するなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ 相談事業・相談活動の充実

- ・特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう、相談・支援活動を充実します。
- ・こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ 放課後活動等の充実

- ・障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取り組みの充実を図ります。
- ・児童いきいき放課後事業に参加しない児童についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取り組みを進めるよう努めます。
- ・中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- ・放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進します。また、放課後等の居場所づくりを行うとともに、内容の充実に向けた検討を行います。

(5) 教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

- ・すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員を教育センターに配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。
- ・一人ひとりの幼児・児童・生徒の状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取り組みを進めるため、本市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。

イ 研究活動の活性化

- ・教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援学校では、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、発達障がいのある児童、生徒への支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

(6) 就業の推進

ア 多様な働く機会の確保

- ・障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会

の確保に努めます。

- ・職業リハビリテーションセンターを中核として、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。これまでの精神障がい、発達障がいなどの職業リハビリテーション開発に続き、就業支援策の未開発な高次脳機能障がい、難病などさらに積極的な開発を進めます。
- ・企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。
- ・本市による委託事業において、介護現場での就労をめざす知的障がいのある人に介護職員養成研修を行い、企業就労に必要な知識や技能を取得し就労自立できるように、支援します。

イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・就業を可能にするためのアクセシビリティ機器の開発や普及を図ります。
また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ 本市における障がいのある人の職員採用の拡充及び関係団体への働きかけ

- ・本市における職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成しているところですが、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、

その数の4%を基本（ただし、事務職員の採用状況（採用凍結など）によっては、雇用率などの諸状況を勘案しながら、採用数を決定します。）に推進し、計画的な採用に努めます。

- ・知的障がいのある人の雇用についても、「知的障がい者長期・短期プロジェクト」等の取り組みをさらに進め、本格的な雇用に向けて検討を行います。
- ・精神障がいのある人の雇用については、「障害者雇用促進法」の改正による平成30年度からの雇用義務化を踏まえ、知的障がいのある人を対象とした「長期・短期プロジェクト」などこれまでの取り組みを参考として、就業支援事業と連携しながら、国や他都市等の動向も注視しつつ、検討を行います。
- ・採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。
- ・関係団体での雇用促進についても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ 本市事業を活用した雇用創出

- ・本市事業を活用した雇用創出として、本市発注の一部の庁舎清掃業務委託契約などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う総合評価一般競争入札を実施しており、就職困難者の雇用創出を図るべく、平成25年度にこの制度を適用する対象を拡大しました。今後もこの制度を活用し、就職困難者の雇用創出を図っていきます。

オ 大阪市における障がい者福祉施設等への支援

- ・大阪市における物品購入については、「障害者優先調達推進法」の施行により策定した本市調達方針に基づき、障がい者福祉施

設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。

- ・ 工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため、区役所庁舎等の空きスペースを物品等の販売の場としての提供を促進します。
- ・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

(7) 就業支援のための施策の展開

ア 地域の就労支援ネットワークの構築

- ・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、市内7箇所の障がい者就業・生活支援センターが中心となって地域の自立支援協議会を構成する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、地域の医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・ 障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理での支援など、個々のニーズに応える支援策を充実・強化することが必要です。就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域自立支援協議会への就業機関の参画をはじめ、地域の相談支援事業所との連動した就業支援体制の充実に努め、「仕事」と「生活」両面での支援の連携を図ることで就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。

- ・雇用就労の伸展とともに、就業支援、就業継続の課題の多くは基盤となる生活サイドへと移っています。居宅の確保・金銭管理・医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など就業の周囲にある生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が急務です。障がい者就業・生活支援センターが軸となり、地域の他の社会資源と繋がり、障がいのある人がその人に合った仕事でその人らしく働き、地域で自立して暮らせるよう就業支援の質を向上させます。また、何度でも再チャレンジができるよう就業支援のシステムを強化します。

ウ 精神障がいのある人の就業支援

- ・精神障がいのある人の就業を促進するため、障がい特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を図るとともに多様な場所を訓練の場として、個々の能力や適性に応じた職業訓練を福祉施設に在籍したまま受講できる「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」やジョブコーチ支援など、就業支援策を活用し、就業促進を図り、また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。
- ・就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

エ 発達障がいのある人の就業支援

- ・発達障がいのある人の就業を促進するため、障がい特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を行うとともに、発達障がい者就業支援コーディネーターを配置している障がい者就業・生活支援センターを核として、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワーク

を構築して就業支援体制の整備を図ります。

- ・多様な状況にある発達障がいのある人を就業支援につなげるために、発達障がい者支援センターを中心としたインテーク相談から就業支援への移行が円滑に行われる体制を整備し、就業の促進を図ります。

オ 難病患者の就業支援

- ・難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備に向けた検討を行います。

(8) 福祉施設からの一般就労

ア 就労移行支援事業者の確保と支援力の強化

- ・就労移行支援事業については、障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるうえで特に重要な役割を担っているため、的確な支援が可能となるよう、制度の見直しを国に働きかけ、地域における就労移行支援事業者の確保を図ります。
- ・「障がいの態様に応じた多様な委託訓練」等の就業支援策の積極的活用を促すとともに、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化すること等により、障がい特性に配慮し、その適性・希望等に沿った就労支援が実施できるよう、就労移行支援事業者の支援力の強化を図ります。

イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

- ・障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、地域の医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。

- ・地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、地域就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、市内7箇所の障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。

ウ 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用

- ・「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」は、福祉施設から一般就労への大きな足がかりとなる就業支援策であるため、区や地域障がい者就業・生活支援センターなど関係機関を通じて関係者に委託訓練を周知し、利用を働きかけます。
- ・障がい者就業・生活支援センターでは、委託訓練の受講者募集のほか、委託先機関の開拓や、委託訓練を含めた能力開発訓練を周知し、福祉サービス利用者等の能力開発訓練の受講促進を図ります。

エ 就業支援にかかわる支援者の育成

- ・障がいのある人の就業促進にあたっては、サービス事業所等に勤務する就労支援員の育成がとりわけ重要です。支援者の育成及び情報共有の一環として、障がい者就業・生活支援センター主催の就業支援フェスタや各地域主催の就業支援セミナーを実施し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

第4章 住みよい環境づくりのために

1 現状と課題

大阪市の建物や施設について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善を行っています。

鉄道駅舎エレベーターについては、大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がい者や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

市営交通機関においては、「市営交通バリアフリー化推進指針（平成23年10月策定）」に基づき、積極的にノンステップバスの導入を行っているほか、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確保（平成23年3月）するとともに、乗り換え経路におけるエレベーター整備を進めています。

また、今里筋線や、既設路線である長堀鶴見緑地線及び千日前線に可動式ホーム柵を設置するなど、障がいのある人の利用しやすい移動手段の確保に努めているところです。さらに転落件数の多い御堂筋線についてはお客様が多く、可動式ホーム柵の設置により現行の列車運行を維持できるか等の大きな課題があるものの、できるだけ早期に対策を講じるため、心斎橋駅と天王寺駅に平成26年度に設置したところです。

平成12年に施行された「交通バリアフリー法（平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行）」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障がい当事者や地域住民の参加のもと、25地区の重点整備地区の設定と基本構想を策定し、鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。また、基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がい

のある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。

さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点での歩車道の段差切り下げの推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んできました。

これらの取り組みにより、障がいのある人が住みやすい環境づくりにより一定の成果をあげてきたところですが、障がいのある人の社会参加の促進にともなう多様なニーズに対応するため、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」については、「バリアフリー法」や「ユニバーサルデザイン」の理念、ならびに「障害者差別解消法」の成立を踏まえた見直しを行うとともに、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

暮らしの場の確保については、市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきていますが、障がいのある人が住まいを確保するうえで、民間賃貸住宅所有者や地域住民の誤解や偏見等さまざまな問題があり、今後、暮らしの場の確保に向けた取り組みが求められています。

防災対策については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災などの過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取り組みを推進していく必要があります。

課 題

- 生活環境の整備
- 移動手段の整備
- 暮らしの場の確保
- 防災・防犯対策の充実

2 施策の方向性

(1) 生活環境の整備

ア ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備を進め、障がい当事者の参加のもとに全市的に「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- ・全ての人がいやすくと利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ推進に努めます。
- ・「障害者差別解消法」の理念に基づき、全ての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえて啓発を行います。

イ 大阪市建築物の改善

- ・大阪市建築物の改善計画に従って、これまで不特定多数の市民が利用する施設について改善してきましたが、その他の大阪市建築物について、住民参加のもとに今後順次整備を図ります。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。また、大阪市交通バリアフリー重点整備地区内における開発については、基本構想の考え

方に沿った整備を進めるよう啓発してまいります。

エ 公園、駐車場等の改善

- ・公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方にに基づき、計画的に改善を図ります。

(2) 移動手段の整備

ア 移動円滑化の推進

- ・関係事業者や障がい当事者等と連携して策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ 市営交通機関の改善

- ・地下鉄駅舎では、ホームから地上（公共用通路）までエレベーターで移動できるワンルート確保を全駅で整備済みとなっており、引き続き、乗り換え経路における整備を進めます。さらに、現状のエレベーター経路が長い距離を移動する等の不便な状況にある駅についても、歩道に十分な設置スペースがあるなどの一定条件のもと、エレベーターの設置等経路の改善を図る整備に取り組んでいきます。あわせて多機能トイレの設置を推進するなど、「市営交通バリアフリー化推進指針（平成23年10月策定）」に基づき、バリアフリーについて十分な水準となるよう取り組んでいきます。
- ・地下鉄車両等に車いすスペースや車内案内表示装置、誘導鈴を整備します。なお、車いすスペースは全車に設置完了しました。また、バス車両においては平成24年度期首に「全車両のノン

ステップ化」が完了したものの今後の購入車両についても、全車をノンステップバスとします。

- ・バス停留所施設や地下鉄駅舎の整備にあたっては、関係団体等とも検討を行い、障がいのある人をはじめ全てのお客さまに配慮した施設整備を行います。また、点字による路線案内図や駅構内案内図の発行等を行うとともに人的な案内等も含め、安全かつ快適な利用を促進します。
- ・ホームからの転落や列車との接触事故防止は重要な課題であると認識しており、可動式ホーム柵については、全ての路線を対象に、導入における課題を整理し、条件の整った路線から整備の検討を行っていきます。その他転落を防止するための対策として、老朽化した点字ブロックの更新やホーム先端部を注意喚起する方策、転落した場合に迅速に対応するための非常停止ボタンの増設などさまざまな効果のある方策を検討していきます。また、ホーム監視員による転落防止対策についても試験的に実施しているところであり、今後効果の検証を行っていきたいと考えています。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・「バリアフリー法」及び同法に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、民間事業者に対して積極的に働きかけます。
- ・民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者・障がい者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対

して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望してまいります。

エ 歩行空間の改善

- ・ バリアフリー重点整備地区内の主要な経路（特定経路）、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、あわせて歩道の設置や拡幅を行います。
- ・ 交差点での歩車道の段差切り下げについては、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。
- ・ 違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめ全ての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ 自家用車利用に対する支援

- ・ 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。

また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

カ バリアフリー施設の情報発信

- ・ 市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等を利用し、情報発信機能を充実させます。そして、障がいのある人等の移動の円滑化を図り、社会参加を促進します。

(3) 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

- ・市営住宅の整備にあたっては、今後ともバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。
- ・新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計にかかわる指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。
- ・特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。

イ グループホームの設置促進

- ・グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な住まいであり、引き続き物件の整備や設備整備のための助成制度を活用し、設置を促進します。
- ・市営住宅においてグループホームの設置を希望する事業者に対しては、希望事業者と市営住宅とのマッチングを図るとともに、グループホームが使用する市営住宅の建替えを行う際にも事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図ります。
- ・平成27年4月に施行予定の改正消防法に基づき、グループホームの入居者の安全性の確保に努めます。また、スプリンクラーの設置義務や寄宿舍とみなされること等によって、グループホームの運営継続や新規設置が困難になることなく、今後もグループホームの設置が円滑に進むよう国に対して要望していきます。

ウ 民間住宅の確保

- ・家主と障がいのある人等の入居希望者の双方が抱える不安を解

消して、障がいのある人等が円滑に入居できるようサポートするための、大阪府の要領に基づく大阪あんしん賃貸支援事業を活用し、円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取り組みを進めます。また、賃貸契約による入居を希望しているが、入居が困難な障がいのある人に対し、支援を行うための「居住サポート事業」の活用も図り、入居の確保に努めます。

- ・長期施設入所、長期入院をしている障がいのある人にとって、地域で住まいを確保することは困難が多いため、地域移行を支援する施策と関連づけて検討を進めます。

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の融資助成制度を活用して建設する民間共同住宅にバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。
- ・民間共同住宅において、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「障害者差別解消法」の施行を踏まえるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例などの動向も注視して、バリアフリー整備対象の小規模化について検討を進めます。
- ・全ての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行います。

オ 住宅改造に関する情報提供

- ・住宅改造相談事業や相談支援事業による住宅の情報提供等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

(4) 防災・防犯対策の充実

ア 防災体制の強化

- ・障がいのある人等のいわゆる避難行動要支援者を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。このことから「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取り組みの促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- ・まちづくりにあたっては障がいのある人の災害時の安全確保を考慮したものとします。

イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- ・災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要です。
そのため、地域における防災訓練等へ障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取り組みを支援します。
- ・大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが必要であり、日頃からの隣近所のコミュニケーションを図ることも必要です。
そのためにも、さまざまな啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深めます。
- ・災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- ・個人情報保護に留意し支援を要する障がいのある人の名簿の作成や避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて状況や支援内容を日常的に把握し、さまざまな障がいの特性について理解

を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実に努めます。

- ・ 安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。
- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、医療的ニーズや緊急入所等への対応等、避難された避難行動要支援者の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図るとともに、避難所等において必要な在宅福祉サービス等が引き続き提供できるよう、また、必要な配慮がなされるよう障がいのある人の意見を反映し、避難所運営マニュアルの整備を進めるとともに関係機関との協力体制の構築を図ります。
- ・ 障がいのある人等で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に受け入れを行う福祉避難所について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。また、地域の防災訓練等において、福祉避難所などの開設訓練の実施を進めていき、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。
- ・ 障がいのある人だけでなく、高齢者・児童といった災害弱者といわれる人たちの福祉避難所への移動方法等の対応や受け入れ機能の整備、及び避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取り組みを進めます。

ウ 防犯体制の強化

- ・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止

のための広報・啓発、防犯活動を進めます。

- ・近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障がいのある人に対し、地域の実情や障がいの状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。

第5章 地域で安心して暮らすために

1 現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、福祉サービスと在宅医療の充実などをより一層図り、個々人の状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられることが必要です。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮、及びアクセスや設備などが整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携し進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障がいのある人が入院した際、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、支援するための制度整備が必要です。障がいのある人が、地域で安心した生活が送れるよう、さまざまな障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

また、今後、急性期、回復期、維持期といった治療の段階に応じて医療機関が特定の機能に特化することが予想され、質の高い医療を切れ目なく提供するためには、医療機関同士の連携を強化して不足する機能を補完しあう必要があります。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療と連携した支援体制の整備が必要です。

乳幼児健康診査等で障がい疑われた子どもに対しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。

また、障がいのある児童やその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近

なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科専門病院が少なく、精神科病床もごくわずかなことから、入院医療の多くは、市外の病院で行われている状況にあります。

そのため、大阪府と共同で精神科二次救急医療体制の整備を行うとともに、平成17年に「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置したところです。さらに、大阪市単独事業として、平成20年7月から休日・夜間の救急外来対応ができる診療所の固定化を図り、一次救急医療体制の強化を行いました。また、総合医療センターにおいては、これまでも緊急措置入院などに取り組んでいましたが、総合病院における精神科医療の特性を活かして、平成23年度に病棟改修などを行い、急性期の身体合併症治療を必要とする精神疾患対応の充実を図っています。

難病患者にとって、疾患に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾患に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

また、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するためには、地域生活でのさまざまな医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制や緊急時の支援体制、また、在宅療養における支援サービス等の整備・充実も求められるところです。

課 題

総合的な保健、医療施策の充実

地域におけるリハビリテーション・医療の充実

療育支援体制の整備

精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

難病患者への支援

2 施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

ア 障がいのある人の健康管理の推進

- ・障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっていますので、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

イ 受診機会の保障

- ・大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- ・医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。
- ・配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合の介護ニーズについて、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。
- ・市民病院では、障がいのある人が必要かつ適切な医療を受けられるよう、医療従事者に対して知識と理解を深める啓発や手話講習会をはじめとする研修を進めるとともに、平成23年4月に患者サービスに関する業務を一元化する「患者支援センター」を設置し、療養環境の改善や各種相談業務の充実・強化を進めています。
- ・障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療

が困難な方が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。

- ・障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、今後も継続的に取り組むとともに、医療費助成の充実にについて他都市の事例を研究します。また医療費助成制度が、国の制度として統一した基準を設けて実施されるとともに、対象範囲も拡大されるよう、今後とも国等に働きかけます。
- ・コミュニケーションの支援が必要な障がい者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。
- ・重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

（２）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備

- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、ALSや重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、さまざまな障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実に図ります。
- ・舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、利用者を対象にスポーツを通したり

ハビリテーション等を支援する相談事業を行います。

イ 中途障がいのある人等の地域リハビリテーションの充実

- ・中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立生活訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

ウ リハビリテーション医療体制の整備

- ・市民病院においては、急性期のリハビリテーションを中心として、早期の社会復帰に向けて、同部門の機能の充実に努めます。

エ 地域における医療連携体制の構築

- ・急性期の医療機関と回復期や維持期における医療機関が共通の診療計画表に従って治療を行うことにより、質の高い医療を切れ目なく提供するための地域連携クリティカルパスの普及・啓発を図り、医療機関の連携を促進します。

オ 医療的ケアの体制整備

- ・医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の構築が必要です。「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、一定の研修を受けた介護福祉士や介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能になったことも踏まえ、福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。特にショートステイのニーズが高いため、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。また、各福祉サービス

において、医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう国に要望していきます。

(3) 療育支援体制の整備

ア 療育支援体制の充実

- ・大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般をも含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。
- ・障がいのある児童については、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達障がい相談等によって障がいが疑われた児童への早期療育支援体制の充実に努めます。
- ・発達障がいのある児童の支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。
- ・保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っていけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取り組みができるよう支援します。

イ 連携の強化

- ・障がいのある児童の早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が円滑に行われるよう努めます。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

ア 地域精神保健福祉相談体制の充実

- ・地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などが連携を強化するとともに、精神障がい者の複合的課題に対応していけるよう専門機関であるこころの健康センターが、複雑困難事例に対する助言・指導などの技術的支援を行います。
- ・精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。

イ 地域精神医療体制の整備

- ・精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで適切な医療サービスを受けられることが必要です。地域精神科医療体制の整備にあたっては、「大阪府保健医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら進めていくことが重要です。特に、精神科救急医療体制については、引き続き、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、充実を図るとともに、精神科病床を有する総合病院等と連携しながら身体合併症の治療体制の確保に努めます。また、市民が身近なところで医療サービスを受けることのできるよう一般病院とも連携を進め、その方策を検討します。

(5) 難病患者への支援

ア 医療制度の充実

- ・難病に係る医療その他難病に関する施策の推進のための法律が制定され、医療費の助成対象となる疾患が拡大されたところで

あり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減について、国に対しても働きかけます。

イ 保健事業の充実

- ・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師等による医療、保健、栄養、福祉に関する療養相談会や、患者・家族が療養生活を送る中で生じる問題等について、情報交換を進めるための交流会事業、小児慢性特定疾病児の保護者が同じ立場で相談等を行える小児慢性特定疾病児ピアカウンセリング事業などに患者・家族がより一層参加や相談がしやすいものとする等、各種保健事業についてさらなる充実に努めます。

第 3 部 第 4 期 障がい福祉計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

本計画は「障害者総合支援法」第 88 条第 2 項に基づく「市町村計画」として策定するもので、本市としての第 4 期目の「障がい福祉計画」であり、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を計画期間とします。

障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等が計画的に提供されるよう、国の基本方針に基づき「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」、「福祉施設からの一般就労への移行」、「地域生活支援拠点の整備」について、成果目標を設定するとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に於ける各サービス見込量を定めるものです。

2 「障害者総合支援法」の見直しへの対応

「障害者総合支援法」では施行後 3 年の見直しとして、「常時介護を要する障がい者等に対する支援、移動や就労の支援その他の障がい福祉サービスのあり方」や「障がい支援区分の認定を含めた支給決定のあり方」等の検討が行われることとなっていることから、法の見直しの詳細が明らかになった段階で、国や大阪府とも調整を図りながら、本計画の見直しの必要性について適切に対応します。

3 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（各障がい福祉サービス等の利用実績等）の活用も図りつつ、その進捗状況の把握・分析を行い、その結果については、大阪市障がい者推進協議会並びに各専門部会へ報告し、協議会へその評価・分析

に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。

また、同協議会等での意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

4 障がいのある児童への支援について

障がいのある児童への支援については、新たに障がい児支援サービスの見込量を定めることにより、施策の進捗状況を把握し、障がいのある児童への支援の推進・充実に図ります。

第 2 章 成果目標について

1 入所施設利用者の地域移行

(1) 目標数値 (平成 2 9 年度末時点)

地域移行数

・ 2 3 8 人

施設入所者数

・ 1 , 4 3 5 人 1 , 3 6 1 人

障がい児施設を利用する 1 8 歳以上の人の地域移行については、本計画に含んでいませんが、市としてはより一層の取り組みを行います。

(2) 目標数値の考え方

地域移行数について、第 3 期計画における国の基本指針では平成 1 7 年 1 0 月 1 日時点の施設入所者数 (1 , 7 6 0 人) の 3 割以上 (5 2 8 人) を目標数値として設定するよう示されていました。

本市の第 3 期計画においては平成 2 2 年度末現在の地域移行者数 4 6 2 人に、大阪府が実施した地域生活移行に関する調査により、大阪市から施設入所した人の中で、施設により地域移行に向けた支援内容が個別支援計画に書かれている施設入所者の 3 3 6 人を加えた 7 9 8 人が平成 2 6 年度末までに地域移行するものとして、目標数値を設定しましたが、平成 2 6 年度末見込では 7 4 4 人となっています。

本市においては、金剛コロニーからの地域移行者を別途加算してきた経過から、第 4 期計画においては、国の基本指針に基づき、平成 2 5 年度末の施設入所者数 (1 , 4 3 5 人) のうち、金剛コ

コロニー入所者（61人）を除いた入所者（1,374人）の12%（165人）に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加え、さらに第3期計画における未達成者（54人）を加えた238人を地域移行するものとして設定します。

施設入所者数について、第3期計画では、第2期計画からの削減率が推移するものとして、平成26年度末時点における入所者数を1,451人と設定しました。第4期計画においては、第3期計画の目標数値を上回るペースで削減が進んでいることから、国の基本指針に基づき、平成25年度末の施設入所者数（1,435人）から金剛コロニー入所者（61人）を除いた施設入所者数（1,374人）の4%（55人）に地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加えた74人を削減することとし、平成29年度末時点での施設入所者数を1,361人と設定します。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・平成17年10月から平成24年度末までの平均伸び率を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上の地域生活への移行と、現計画で定める平成26年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ・平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上の削減と、現計画で定める平成26年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たない割合を加えて設定。

児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について「障害者総合支援法」に基づく障がい者支援施設等として利用させることとした施設入所者を除いて設定する。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

(1) 目標数値（平成29年度時点）

入院後3か月時点で退院する人の割合を、現在の平均退院率62%から64%に引き上げる。

入院後1年時点で退院する人の割合を、現在の平均退院率90%から91%に引き上げる。

在院期間が1年以上の入院者数を、現在より18%減少させる。

(2) 目標数値の考え方

平成24年度大阪府在院患者調査（平成24年6月30日調査）では、入院後3か月時点における平均退院率は62%であることを踏まえ、平成29年度における入院後3か月時点における平均退院率について、国の基本指針と同等の64%以上と目標設定します。

平成24年度大阪府在院患者調査（平成24年6月30日調査）では、入院後1年時点における平均退院率は90%で、平成26年4月の精神保健福祉法改正により精神科病院の入院者の退院を促進する「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられたことも踏まえ、平成29年度における入院後1年時点における平均退院率について、国の基本指針と同等の91%以上と目標設定します。

平成24年度大阪府在院患者調査（平成24年6月30日調査）では、6月末時点の1年以上の長期在院者数は2,756人で国の基本指針である18%以上削減すると平成29年度の1年以上長期在院者数の目標値は2,260人となります。

第4期計画においては、以下の3要素を踏まえ、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年度6月末時点の長期在院者数から18%以上の削減と目標設定します。

【考慮する要素】

- (1) 過去5年間の1年以上長期在院者の平均減少率は3.4%で、平成29年度の1年以上長期在院者の推計値は2,318人である。
- (2) 入院後1年時点の退院率を1%以上上昇し、新たな長期在院者数を減らす。
- (3) 地域移行支援による長期在院者の地域移行数を精神科病院との連携を強化し、第3期目標数値と同等の60人とする。

〔参考〕 国の「基本指針」

- 1 平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とすること。
- 2 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%とすること。
- 3 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年度6月末時点の長期在院者数から18%以上削減すること。

3 福祉施設からの一般就労

(1) 目標数値(平成29年度時点)

福祉施設(就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む)から一般就労への移行者数を680人とする。

就労移行支援事業の利用者数を829人とする。

就労移行支援事業所について、就労移行率が3割以上の事業所の割合を全体の50%以上とする。

(2) 目標数値の考え方

第3期計画においては、国の基本指針に沿って平成17年度の一般就労への移行実績の4倍にあたる340人と設定していました。

第3期計画期間までにおける一般就労への移行者数は、すでに目標数値を相当数上回って(国の基本指針と比較して、約1.25倍にあたる420人)いますが、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ることにより、第4期計画においては国の基本指針も勘案し、第3期計画の目標数値の2倍にあたる680人を目標数値として設定することとします。

また、就労移行支援事業所の利用者数及び事業所の就労移行率については、国の基本指針に基づいた設定とし、平成25年度末の利用者(518人)の6割増である829人とするとともに、就労移行率が3割以上の事業所の割合を平成25年度実績の42.5%から50.0%へ引き上げること为目标とします。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として設定。
- ・上記目標を達成するため、平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数を6割以上増加するとともに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす。

目標数値の実現に向けて、第2部第3章「地域で学び働くために（6）福祉施設からの一般就労」に従って取り組みます。

4 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取り組みを進めているところですが、親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつながないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースがあり、相談支援体制並びにコーディネート機能の強化・グループホームの設置促進・緊急時の受け入れなど地域生活支援の機能をさらに強化していく必要があります。

国においては、第4期計画の目標設定の1つとして、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとされています。

本市においても障がい者の地域生活を支援する機能を高めていくため、既存の取り組み事業との整理も行いながら、拠点の整備について、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備も含めた検討を進めていきます。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」をも見据え、地域の体制づくりを行う機能をさらに強化する必要がある。
- ・地域生活支援の機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点の整備について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

第3章 各年度の指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援 ごとの必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行にともなうニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 訪問系サービス(居宅介護・同行援護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援)

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	9,947人 216,841時間	10,942人 238,525時間	12,036人 262,378時間
同行援護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	1,214人 33,992時間	1,287人 36,031時間	1,360人 38,071時間
重度訪問介護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	1,945人 275,194時間	2,162人 305,947時間	2,292人 324,306時間
行動援護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	248人 5,313時間	282人 6,044時間	311人 6,664時間

訪問系サービス合計	13,354 人 531,340 時間	14,673 人 586,547 時間	15,999 人 631,419 時間
-----------	------------------------	------------------------	------------------------

訪問系サービスは、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として、27年度以降の見込量を設定します。

重度訪問介護については、平成26年度から対象者が拡大されたことに伴い、知的障がい者等の利用増加も勘案して見込量を設定するとともに、居宅介護・行動援護については、重度訪問介護へ移行する利用者の影響を勘案して見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

(2) 短期入所

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	947 人	1,027 人	1,108 人
及び利用日数	6,107 日	6,628 日	7,147 日

短期入所は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	6,140 人	6,340 人	6,540 人
及び利用日数	105,084 日	109,682 日	113,142 日

生活介護は、着実に利用が増加してきており、今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高

く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	90人	90人	90人
及び利用日数	1,255日	1,255日	1,255日

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所に限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 自立訓練（生活訓練）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	348人	355人	362人
及び利用日数	6,399日	6,534日	6,669日

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が大幅に増加しましたが、今後における見込量としては、現在の利用者数に加えて、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量とします。

(4) 就労移行支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	668人	743人	829人
及び利用日数	10,755日	11,962日	13,347日

就労移行支援は、成果目標として平成29年度末の利用者数を

829人としており、目標数値に基づいた見込量とします。

(5) 就労継続支援A型

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	871人	921人	971人
及び利用日数	15,852日	16,762日	17,672日

就労継続支援A型は多くの事業所が開設し、利用が急増していますが、今後における見込量としては、引き続き一定規模の事業所の開設を見込んで見込量を設定します。

(6) 就労継続支援B型

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	3,557人	3,797人	4,037人
及び利用日数	60,632日	61,132日	64,996日

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(7) 療養介護

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	16人	16人	16人

療養介護の利用状況は、概ね一定の水準で推移しており今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	1,969人	2,139人	2,309人

グループホームは、着実に実績が伸びているものの、さまざまな困難さから計画見込量を下回って推移しています。障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、引き続きこれまでの水準に基づいた見込量を設定します。

(2) 施設入所支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	1,405人	1,391人	1,361人

施設入所支援は、成果目標として平成29年度末の施設入所者数を1,361人としており、目標数値に基づいた見込量とします。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	4,390人	5,672人	6,953人

国の基本指針では、平成27年度以降についてはすべての障がい福祉サービス利用者を計画相談支援の対象とすることとされていますが、すべての利用者に対応可能な提供基盤の確保が困難な状況にあります。

よって第4期計画では、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から、平成29年度の支給決定者数を26,083人と見込み、うち介護保険との併用者及びセルフプラ

ン提出者を除く、計画相談支援の対象 20,350 人に対応できるよう見込量を設定します。

(2)地域移行支援

事業量の見込	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
月あたり利用人員	65 人	65 人	65 人

入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込み、さらに 18 歳以上の障がい児施設入所者の地域移行者数及び矯正施設等からの地域移行者数の見込みを合算して、平成 29 年度までの見込量を設定します。

(3)地域定着支援

事業量の見込	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
月あたり利用人員	253 人	323 人	382 人

地域において単身で障がいのある人の数や同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数に、入所施設・入院中の精神障がいのある人・18 歳以上の障がい児施設入所者・矯正施設等からの各地域移行者数のうち地域定着支援の対象となる人の数を合算して見込量を設定します。

5 障がい児支援

(1)児童発達支援

事業量の見込	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
月あたり実利用人員	1,385 人	1,577 人	1,769 人
及び利用日数	9,093 日	9,913 日	10,733 日

児童発達支援は、平成 24 年以降、多くの事業所が開設し、利用が大幅に増加しており、今後における利用ニーズも高いことから、

これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(2)医療型児童発達支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり実利用人員	72人	72人	72人
及び利用日数	764日	764日	764日

医療型児童発達支援の利用状況は、概ね一定水準で推移しており、また、サービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所は限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3)放課後等デイサービス

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり実利用人員	2,527人	2,973人	3,417人
及び利用日数	31,436日	36,993日	42,518日

放課後等デイサービスは、平成24年以降、多くの事業所が開設し、利用が大幅に増加しており、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(4)保育所等訪問支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり訪問回数	82回	105回	128回

保育所等訪問支援は、平成24年度から新たに位置づけられた支援であり、この間徐々に増加してきており、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(5)障がい児相談支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	780人	1,069人	1,397人

障がい児相談支援については、計画相談支援と同様に、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から、平成29年度における支給決定者のうちセルフプラン提出者を除く、対象3,797人に対応できるよう見込量を設定します。

第4章 地域生活支援事業について

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に以下の事業を実施しています。

この計画では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、事業量の見込みを定めています。

本地域生活支援事業における計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

理解促進・研修啓発事業
自発的活動支援事業
相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見支援事業
地域自立支援協議会
発達障がい者支援センター運営事業
障がい児等療育支援事業
日常生活用具給付事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
手話奉仕員養成研修事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

【任意事業】

訪問入浴サービス事業
日中一時支援事業

2 事業量の見込み

〔必須事業〕

(1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

障がいおよび障がい者への理解を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

身体障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

(3) 相談支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	25箇所	25箇所	25箇所
住宅入居等 支援事業	24箇所	24箇所	24箇所

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
年間実利用者数	54人	56人	58人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

(6) 地域自立支援協議会

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	25箇所	25箇所	25箇所

(7) 発達障がい者支援センター運営事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
年間利用者数(実人数)	1,080人	1,060人	1,040人

発達障がい者支援センターによる啓発・研修・機関支援の充実や、各区保健福祉センターの相談体制の強化、発達障がい児専門療育機関、ペアレント・トレーニング等親支援講座の充実に伴い、幼児期・学齢期等の利用者が緩やかに減少すると見込んでいます。

(8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	10箇所	10箇所	10箇所

(9) 日常生活用具給付事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	254件	254件	254件
自立生活支援用具	1,056件	1,056件	1,056件
在宅療養等支援用具	513件	513件	513件
情報・意思疎通支援用具	1,600件	1,600件	1,600件
排泄管理支援用具	59,838件	61,423件	63,008件
住宅改修費	140件	140件	140件
日常生活用具合計	63,401件	64,986件	66,571件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については近年の給付実績の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

情報・意思疎通支援用具については、情報バリアフリー事業（1回限りの補助）からの移行により、平成26年度から耐用年数経過後の更新が可能になったため、その給付件数も見込んでいます。

(10) 移動支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	5,512人	5,833人	6,221人
及び利用時間	129,167時間	136,931時間	146,174時間

外出時の支援については今後の利用ニーズが高く、これまでと同様の増加が継続するものと見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。平成26年度から重度訪問介護の対象者が拡大されたため、重度訪問介護へ移行する利用者

の影響を勘案して見込量を設定します。

(11) 地域活動支援センター

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援型	9箇所	9箇所	9箇所
活動支援A型	46箇所	46箇所	46箇所
活動支援B型	9箇所	9箇所	9箇所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、平成27年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、平成24年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、今後における見込量としては現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間実利用者数	920人	1,000人	1,080人

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 養成事業	72人	32人	72人
盲ろう者通訳・ 介助者養成事業	18人	18人	18人

要約筆記者の養成は隔年実施のため、平成28年度については手話通訳者のみ見込みます。

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	386人 2,918件	426人 3,181件	460人 3,431件
盲ろう者通訳・ 介助者派遣事業	34人 4,832件	35人 4,973件	36人 5,116件

〔任意事業〕

(15) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間延べ件数	16,362件	16,362件	16,362件

訪問入浴サービス事業は、対象者数・利用者数とも横ばいであり、近年の実績の増等を踏まえて第3期計画での見込量を修正します。

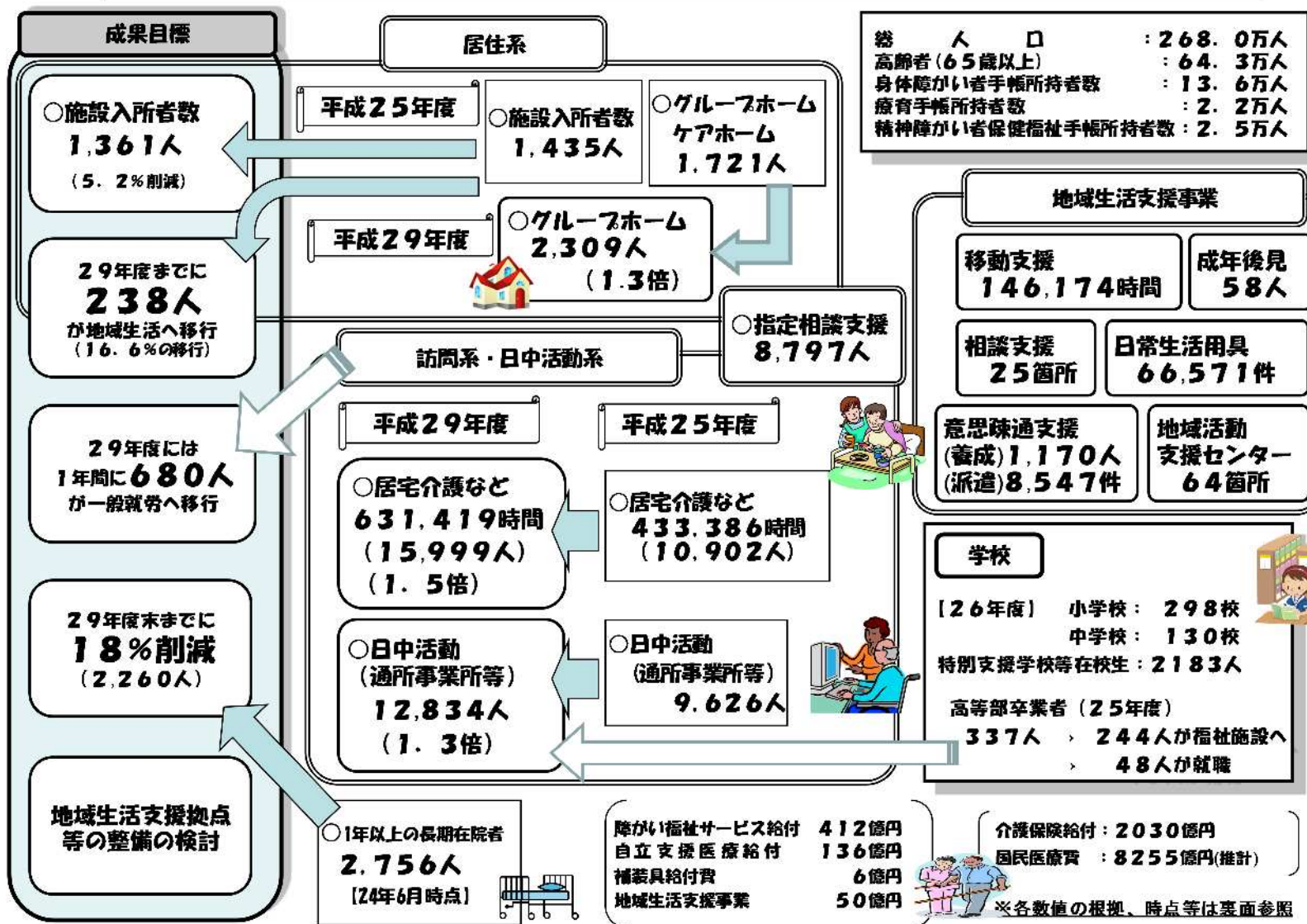
(16) 日中一時支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員 及び利用日数	207人 869日	207人 869日	207人 869日

日中一時支援は、平成24年度以降、利用者が減少していますが、現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

第 4 部 參考資料

大阪市のサービス供給体制の見通し



「大阪市のサービス供給体制の見通し」の各数値の根拠、時点等

上部右

	数値	根拠【時点】
総人口	2,680,258 人	大阪市推計人口【26.4.1 現在】
高齢者（65 歳以上）	643,232 人	大阪市推計人口【25.10.1 現在】
身体障がい者手帳所持者数	135,730 人	身体障がい者手帳交付台帳登載数【25 年度末】
療育手帳所持者数	21,569 人	療育手帳交付台帳登載数【25 年度末】
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	25,486 人	精神障がい者保健福祉手帳交付台帳登載数【25 年度末】

下部中央

	数値	根拠【時点】
障がい福祉サービス給付	412 億円	25 年度大阪市決算額
自立支援医療給付	136 億円	25 年度大阪市決算額
補装具給付費	6 億円	25 年度大阪市決算額
地域生活支援事業	50 億円	25 年度大阪市決算額

下部右

	数値	根拠【時点】
介護保険給付	2,030 億円	25 年度大阪市決算額
国民医療費	8,255 億円	25 年度国民医療費一人あたり医療費 308 千円から推計

中央右（学校）

	数値	根拠【時点】
小学校	298 校	【26 年 5 月 1 日】
中学校	130 校	【26 年 5 月 1 日】
特別支援学校等在校生	2,183 人	【26 年 5 月 1 日】
高等部卒業生	337 人	25 年度実績
障がい者支援施設へ 就職へ	244 人 48 人	25 年度実績 25 年度実績

上部中央（居住系）

	数値	根拠【時点】
入所施設入所者	1,435 人	【25 年度末】
1 年以上の長期在院者	2,756 人	24 年 6 月精神科在院患者調査
グループホーム・ケアホーム	1,721 人	25 年度実績

中央

	数値	根拠【時点】
訪問系	433,386 時間	25 年度実績
日中活動系	9,626 人	25 年度実績

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画（素案）に係る

意見募集の結果

- 1 募集期間
平成26年12月25日から平成27年1月26日
- 2 素案の公表方法
福祉局障がい福祉課、大阪市保健所、こころの健康センター、各区役所、大阪市サービスカウンター等で素案・概要版を配布した他、ホームページに掲載
- 3 受け付け方法
電子メール、ファックス、郵送等、持ち込み
- 4 受付件数

合計	14件
メール	6件
ファックス	5件
郵送等	3件
持ち込み	0件
- 5 項目別意見の件数

合計	32件
----	-----

 - 第1部 総論
 - 第1章 計画の基本的考え方 1件
 - 第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性 1件
 - 第3章 計画推進にあたっての基本的な方策 0件
 - 第2部 各論
 - 第1章 共に支えあって暮らすために 2件
 - 第2章の1 地域での暮らしを支えるために 13件
 - 第2章の2 地域生活への移行 1件
 - 第3章 地域で学び・働くために 4件
 - 第4章 住みよい環境づくりのために 6件
 - 第5章 地域で安心して暮らすために 0件
 - 第3部 第4期障がい福祉計画 1件
 - その他 2件

平成 25 年度大阪市障がい者等基礎調査 結果の概要

1 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、「第3期大阪市障がい福祉計画」が平成26年度で終了すること及び「大阪市障がい者支援計画」の中間見直しを行う必要があることから、平成27年度以降の次期障がい福祉計画策定や障がい者支援計画の見直しにあたっての基礎資料を得るために実施するものであるが、得られた生活状況やニーズ等については貴重な資料として、今後の障がい者施策、難病施策の充実に向けて幅広く活用していくこととするものである。

(2) 調査対象及び調査方法

1) 調査対象は別表1のとおり。

2) 調査期間

平成26年1月6日 調査票を発送。

回答期限 平成26年1月24日。

3) 調査実施方法

調査は、郵送留置郵送回収法（郵送により調査票を発送、返信用封筒による郵送により調査票を回収）により実施した。

回答は無記名とし、対象者本人による回答を原則としたが、困難な場合は家族等による代理記入にて回答を得

た。

また本人調査とともに、家族用、事業者用、入所施設管理者用の調査も実施した。

(3) 調査数及び回収状況

別表 1 のとおり。

全発送数 38,952 通に対して、有効回収数 14,811 通、有効回収率 38.0% である。

有効回収数は全回収数のうち、無回答(白紙)の調査票を除いたものを、有効回収数とした。

(4) 参考

手帳所持者数(平成 26 年 3 月末現在)

身体障がい者手帳	135,730 人
療育手帳	21,569 人
精神障がい者保健福祉手帳	25,486 人

(5) その他

調査結果については、端数処理のため、構成比が 100% にならない場合があります。

調査票	調査票 種別	対象者	発送数	有効 回収数	有効 回収率
障がい者（児）基礎調査票（本人用）	A 1	平成25年12月1日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療（精神通院）の利用者から無作為で抽出した方	16,004	6,372	39.8%
障がい者（児）基礎調査票（家族用）	A 2	上記調査票A 1に同封した	16,004	5,178	32.4%
障がい福祉サービス事業者等調査票	B	平成25年10月1日現在の障がい福祉サービス事業者等（移動支援事業所、地域活動支援センターを含む）	2,438	1,235	50.7%
発達障がい者支援センター利用者アンケート	C	平成24年度中に大阪市発達障がい者支援センターを利用した者の中から住所氏名の把握等が可能であった方	210	98	46.7%
高次脳機能障がいに関するアンケート	D	大阪市内の整形外科、リハビリテーション科、脳外科、脳神経外科、精神科、神経科、神経内科、心療内科を標榜している医療機関に平成26年1月6日から16日までの間に入院または通院された方で当該医療機関医師が高次脳機能障がい（疑い含む）であると判断した方	1,231	69	5.6%
障がい者（児）基礎調査票（施設入所者用）	E 1	施設入所前の住所が大阪市内であり、平成25年12月1日現在入所されている方（悉皆調査）	1,636	1,149	70.2%
障がい者（児）基礎調査票（入所施設管理者用）	E 2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設（調査票E 1に同封）	164	101	61.6%
特定疾患基礎調査票	F	平成25年11月1日現在の特定疾患医療受給者から無作為抽出した方	615	318	51.7%
小児慢性特定疾患児基礎調査票	G	平成25年11月1日現在の小児慢性特定疾患医療受給者から無作為抽出した方	650	291	44.8%

2 調査の結果

表における A1、A2、B、C... は、調査票種別による。

N = は回答数

(1) 利用している障がい福祉サービス

利用している障がい福祉に関するサービスは、市営交通の
運賃割引・重度障がい者タクシー給付券が最も高くなっている。

	N =	6,032
ホームヘルプなど(「居宅介護」「重度訪問介護」)		12.7%
外出時の支援(「同行援護」「行動援護」「移動支援」)		10.5%
短期入所(ショートステイ)		3.6%
グループホーム、ケアホーム		2.5%
施設入所		3.8%
生活介護		8.9%
自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)		3.6%
就労移行支援		1.3%
就労継続支援		2.3%
相談支援(計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援)		3.3%
児童福祉サービス(放課後等デイサービスなど)		2.4%
補装具・日常生活用具		11.8%
日中一時支援		1.5%
自立支援医療(精神通院)		13.3%
自立支援医療(育成医療・更生医療)		1.9%
地域活動支援センター		2.1%
市営交通の運賃割引証・重度障がい者等タクシー給付券		52.0%
手話通訳などのコミュニケーション支援		0.4%
医療費助成(重度障がい者・一部負担金)		17.8%
その他		4.9%
これらのサービスを利用していない		8.5%
無記入		8.9%

(2) 障がい者施策全般で望むこと

障がい者施策全般で望むことは、「災害時などの緊急時の防災対策」「所得の保障」「障がい福祉サービスの利用者負担の軽減」などの割合が比較的高くなっている。

	N =	6,032
ホームヘルプサービスなどの充実		16.7%
日中活動の場の充実		10.7%
ショートステイサービスの充実		7.3%
グループホーム、ケアホームの充実		8.2%
相談支援体制の充実		18.2%
障がい福祉サービスの利用者負担の軽減		18.3%
地域移行支援の充実		4.4%
就労支援の充実		13.4%
所得の保障		21.3%
交通バリアフリーなどの福祉のまちづくりに基づく環境整備		13.7%
暮らしやすい住宅の整備		13.4%
保健、医療、リハビリテーションの機能の充実		15.8%
障がいの特性に配慮した情報提供の充実		14.6%
外出時の支援の充実		11.7%
趣味、余暇活動の場の確保		9.1%
地域リハビリテーションの充実		6.4%
高齢障がい者支援の充実		18.0%
障がいに対する理解を深めるための啓発、広報の充実		11.5%
成年後見制度などの権利擁護の充実		5.4%
災害時などの緊急時の防災対策		22.1%
その他		2.0%
特になし		12.0%
無記入		16.5%

(3) 発達障がいのある人を対象とする調査

1) 発達障がいに気づいたのは誰か

発達障がいの可能性があると言われたことや気づいたきっかけは、家族が気づいた(54.1%)、本人が気づいた(26.5%)等の家族による気づきを除いては、診療所や病院の医師に言われた(21.4%)、乳幼児健診を含む区保健福祉センターの職員から言われた(12.3%)、保育所・幼稚園・学校の先生に言われた(8.2%)の順番で回答があった。

N =	C
	98
家族が気づいた	54.1%
本人(あなた)が気づいた	26.5%
乳幼児健診で言われた	8.2%
乳幼児健診以外の場で保健福祉センターの職員から言われた	4.1%
保育所、幼稚園、学校の先生に言われた	8.2%
診療所や病院の医師に言われた	21.4%
上記以外で言われた	10.2%
わからない	1.0%
無記入	1.0%

2) 発達障がいの相談

発達障がい者支援センター以外の公的機関で、発達障がいのことで相談しているところは、診療所や病院(44.9%)に続き、区保健福祉センター(19.4%)、福祉サービス事業所(12.2%)、相談支援事業所(10.2%)、の順番で回答があり、日常生活で、発達障がいのある人(もしくはその保護者)と身近に接する機会の多い公的機関において相談を行っているケースが多いことがわかる。

	C
	N = 98
区保健福祉センター	19.4%
診療所や病院	44.9%
心身障がい者リハビリテーションセンター	8.2%
こころの健康センター	3.1%
こども相談センター	5.1%
相談支援事業所	10.2%
福祉サービス事業所	12.2%
保育所、幼稚園、学校	5.1%
発達障がいに関する当事者団体	7.1%
その他	9.2%
無記入	21.4%

3) 発達障がい困っていること

発達障がいに関すること困っていることとして主なものは、周りの理解がない(45.9%)に続き、相談できる相手がない、少ない(42.9%)、相談支援のための機関が少ない(33.7%)、発達障がいに関する情報が入手しにくい(30.6%)の順番で回答があり、日常生活における居場所を求めるというよりも、周囲の発達障がいに係る理解が十分でないことが困り感を生み出す原因となっていることがわかる。

	C
	N = 98
相談できる相手がない、少ない	42.9%
発達障がいに関する情報が入手しにくい	30.6%
診断してくれる医療機関がみつけにくい、少ない	27.6%
同じ障がいを持つ人がいない、少ない	24.5%

相談支援のための機関が少ない	33.7%
周りの理解がない	45.9%
日中過ごすための場所がない、少ない	16.3%
グループホームなどの暮らしの場がない	8.2%
その他	19.4%
特に無い	7.1%
無記入	9.2%

(5) 高次脳機能障がいのある人を対象とする調査

(高次脳機能障がいのある人とは、診断を受けた人及びその疑いがある人。)

高次脳機能障がいとなった原因としては頭部を強打が21.7%、脳血管疾患が46.4%となっている。

	D
	N = 69
交通事故で頭を強打したことがある	13.0%
交通事故以外で頭を強打したことがある	8.7%
脳血管疾患になったことがある	46.4%
その他	10.1%
無記入	24.6%

(6) 特定疾患・小児慢性特定疾患のある人を対象とする調査

1) 受診状況

受診状況は、調査票 F、Gとも「通院中」が最も多くなっている。

	F	G
	N = 318	291
通院中	89.0%	93.5%
通院と往診	2.2%	2.7%

往診のみ	2.8%	0.3%
入院中	1.9%	2.1%
その他	1.9%	0.7%
無記入	2.2%	0.7%

2) 通院回数

通院回数は、調査票 F、Gとも「1ヶ月に1回」がもっとも高くなっている。次に高いものとして調査票 Fでは「2ヶ月に1回」が 27.9%、調査票 Gでは「3～5ヶ月に1回」が 27.1%となっている。

	F	G
	N=	290
1週間に2回以上	2.8%	0.4%
1週間に1回	2.8%	1.8%
1か月に3回	1.4%	0.4%
1か月に2回	8.3%	3.9%
1か月に1回	36.2%	36.1%
2か月に1回	27.9%	17.5%
3～5か月に1回	13.8%	27.1%
半年に1回	3.8%	7.9%
決まっていない	1.4%	2.9%
無記入	1.7%	2.1%

3) 介助者

介助者は、無回答を除けば、調査票 Fでは「妻」が 17.9%と最も高く、次いで「子ども」が 16.0%となっていることから家族が介助者となっており、調査票 Gでは「母」が 44.0%と最も高く、次いで「父」が 29.2%となっていることから、親が介助者となっていることがわかる。

	F	G
	N= 318	291
夫	13.5%	0.0%
妻	17.9%	0.0%
父	1.3%	29.2%
母	3.5%	44.0%
子ども	16.0%	0.0%
祖父母	0.3%	11.7%
兄弟姉妹	2.2%	4.8%
その他の親族	0.0%	2.7%
近所の人	1.3%	0.0%
友人・知人	0.9%	0.0%
ボランティア	0.0%	0.0%
ホームヘルプサービスなどの公的な介護サービス	13.5%	6.5%
家政婦などの私的な介護サービス	1.6%	0.3%
その他	8.8%	0.7%
無記入	42.5%	56.4%

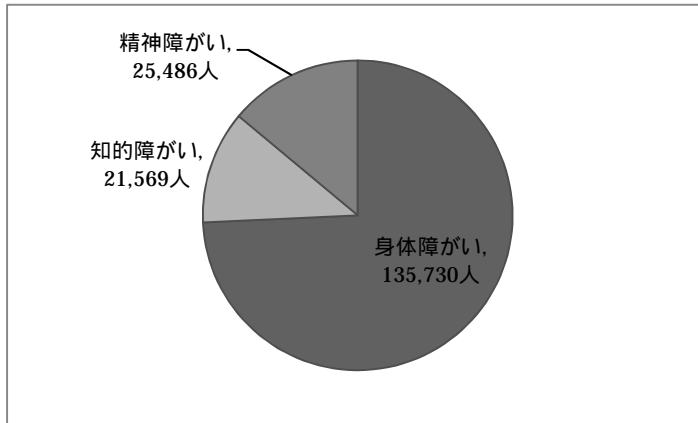
4) 介助者の健康状態

介助者の健康状態は、調査票 F は「通院中」、G は「健康」が最も高くなっている。

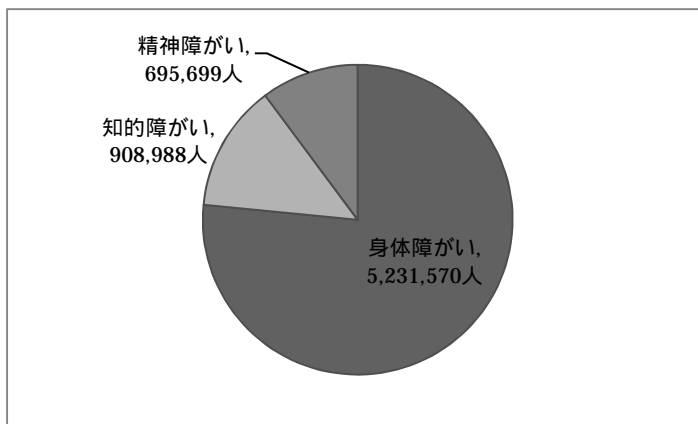
	F	G
	N= 135	291
健康	40.0%	37.8%
通院はしていないが、具合の悪いことが多い	10.4%	5.8%
通院中	41.5%	5.8%
無回答	8.1%	50.5%

障がい者数

大阪市（障がい者手帳交付者数）
（平成 26 年 3 月末現在）

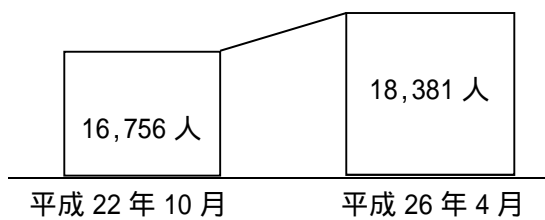


【参考】全国（障がい者手帳交付者数）
（平成 25 年 3 月末現在）



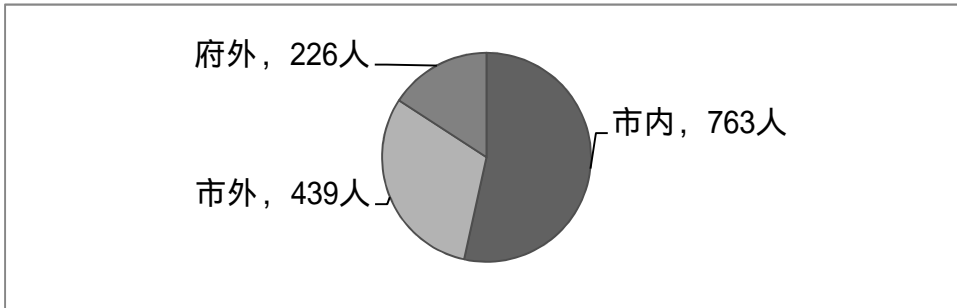
障がい福祉サービスの利用状況

利用者数の推移
（3年半で約1割増加）



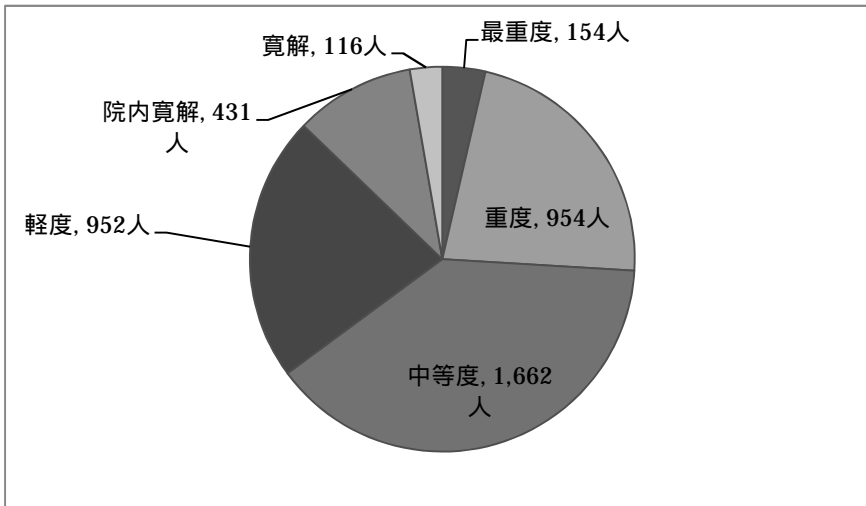
施設入所者の地域別の状況

(平成26年4月時点)

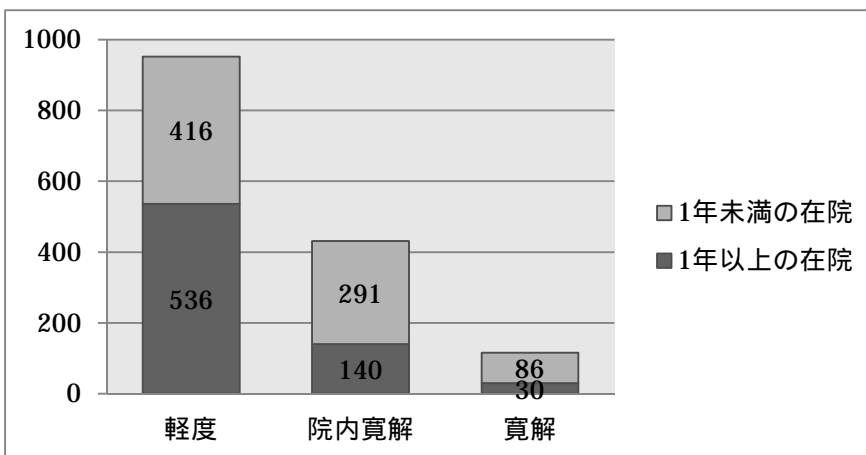


精神科在院患者数・病状区分別人数

精神科在院患者 (平成25年6月30日現在)



1年以上在院している病状区分別人数 (平成25年6月30日現在)



大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画策定に向けた取り組みの経過

平成26年2月26日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について ・平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について ・大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定について
平成26年3月20日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について ・平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の報告書について ・大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定について
平成26年4月8日	<p>第1回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的枠組みの検討 ・第1部 総論
平成26年4月22日	<p>第2回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために
平成26年5月13日	<p>第3回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために ・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために
平成26年5月27日	<p>第4回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために
平成26年6月10日	<p>第5回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために
平成26年6月24日	<p>第6回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部 総論 ・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために ・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために ・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために ・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために

平成 26 年 7 月 8 日	<p>第 7 回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 部 各論 第 2 章の 2 地域生活への移行 ・ 第 3 部 第 4 期大阪市障がい福祉計画
平成 26 年 7 月 22 日	<p>第 8 回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 部 第 4 期大阪市障がい福祉計画
平成 26 年 8 月 8 日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」における検討状況について
平成 26 年 8 月 12 日	<p>第 9 回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 部 総論 ・ 第 2 部 各論 第 1 章 共に支えあって暮らすために ・ 第 2 部 各論 第 2 章 地域での暮らしを支えるために ・ 第 2 部 各論 第 2 章の 2 地域生活への移行 ・ 第 2 部 各論 第 3 章 地域で学び働くために ・ 第 2 部 各論 第 4 章 住みよい環境づくりのために ・ 第 2 部 各論 第 5 章 地域で安心して暮らすために ・ 第 3 部 第 4 期大阪市障がい福祉計画
平成 26 年 8 月 26 日	<p>第 10 回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 部 総論 ・ 第 2 部 各論 第 1 章 共に支えあって暮らすために ・ 第 2 部 各論 第 2 章 地域での暮らしを支えるために ・ 第 2 部 各論 第 2 章の 2 地域生活への移行 ・ 第 2 部 各論 第 3 章 地域で学び働くために ・ 第 2 部 各論 第 4 章 住みよい環境づくりのために ・ 第 2 部 各論 第 5 章 地域で安心して暮らすために ・ 第 3 部 第 4 期大阪市障がい福祉計画
平成 26 年 9 月 25 日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）について

<p>平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）について
<p>平成 2 7 年 2 月頃</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）について ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）への意見公募結果について
<p>平成 2 7 年 3 月頃</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）について ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）への意見公募結果について
<p>平成 2 7 年 3 月末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び第 4 期大阪市障がい福祉計画の策定」

大阪市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	補 職 名	備 考
宇多 民夫	弁護士	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
佐藤 忠男	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会会長	
里見 恵子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
壺阪 敏幸	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事	
西滝 憲彦	大阪市聴言障害者協会会長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
松端 克文	桃山学院大学社会学部教授	会長
的場 操央	特別養護老人ホーム花嵐勤務	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	

(計 12名)

**大阪市障がい者施策推進協議会
障がい者計画策定・推進部会委員名簿**

(敬称略：五十音順)

氏 名	補 職 名	備考
市原 聡	一般社団法人 大阪府歯科医師会常務理事	
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
井上 泰司	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会常任幹事	
岩崎 富巳子	日本労働組合総連合会大阪府連合会政策・男女平等・教育グループ部長	
倉町 公之	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会会長	
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
高橋 喜義	特定非営利活動法人 大阪難病連理事長	
辻 一	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会会長	
坪井 英里	大阪精神障害者連絡会事務局長代行	
平山 栄一	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
廣田 しづえ	大阪市聴言障害者協会副会長	
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
古田 朋也	障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
山内 泰典	大阪市障害児・者施設連絡協議会事業担当役員	
山中 成郎	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会理事兼福祉総括室長	
山梨 徳治	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会副会長	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	

(計20名)

**大阪市障がい者施策推進協議会
地域自立支援協議部会 委員名簿**

（敬称略：五十音順）

氏 名	現 職 名	備 考
芦田 邦子	特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット理事長	
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部准教授	
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
加藤 啓一郎	大阪市障害児・者施設連絡協議会役員	
川嶋 雅恵	自立生活センター・ナビ	
北野 誠一	特定非営利活動法人 おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	
酒井 大介	かしま障害者センター館長	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
潮谷 光人	奈良佐保短期大学地域こども学科准教授	
慎 英弘	四天王寺大学大学院教授	
堤 俊仁	公益社団法人 大阪精神科診療所協会会長	
鳥屋 利治	特定非営利活動法人 あるる代表理事	
橋本 雅行	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会障害者支援部長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	

（計16名）

**大阪市障がい者施策推進協議会
発達障がい者支援部会委員名簿**

（敬称略：五十音順）

氏 名	補 職 名	備考
以倉 康充	大阪市こころの健康センター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センター所長	
岩崎 隆彦	大阪市障がい児・者施設連絡協議会（姫島こども園園長）	
里見 恵子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
田中 勝治	西宮すなご医療福祉センター院長	
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長	
前野 哲哉	大阪市障がい者就業・生活支援センター所長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	

（計 8 名）

大阪市障害者施策推進協議会条例

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の合議制の機関として、本市に大阪市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会又は次条第1項の部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(昭和47年10月2日施行、告示第565号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成6年4月1日条例第3号、平成6年6月1日施行、告示第476号)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行の日の前日において大阪市心身障害者対策協議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成16年10月1日条例第51号、第2条の規定、平成17年4月18日施行、告示第383号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成23年5月30日条例第37号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に委員である者については、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第3条第1項に規定する委員の任期により委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則(平成24年8月10日条例第76号)

1 この条例は、交付の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市障害者施策推進協議会は、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第1条に規定する大阪市障害者施策推進協議会とみなす。

用語の説明

ICT

Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術。

アクセシビリティ機器

障がいによって機器操作ができない場合に、その機器を改良して利便性や操作性を高めたり、本人を支援して機器を利用しやすいように工夫した機器。

アセスメント

障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意。インクルーシブな社会とは、障がいの有無に関わらず、全ての人に分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる共生社会。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適應、症状増悪、再燃を起こし易いもの。

社会技能訓練等の包括的なりハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。

最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的にもっている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となる。

強度行動障がい

知的障がいのある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適應行動を示し、日常生活に困難が生じている状態。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

クリティカル・パス（診療計画表）

医療ケアの効率化と質の維持、医療費削減をもたらす医療管理手法で、医療、福祉等の関係者が連携する際に、入院指導、患者へのオリエンテーション、ケア処置、検査項目、退院指導などを時間軸の横軸、ケア介入を

縦軸としてスケジュール表のようにまとめ、効率的に患者のケアを行うためのワークフローシート。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。平成 18 年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障がい者手帳の対象にはならなくても、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

平成 12 年に成立した「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設及び車両等のバリアフリー化を推進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容とする。

小児慢性特定疾病

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。

身体合併症

精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態。

精神科救急医療体制

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことでその人の生活を支援する制度。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、平成 19 年 4 月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、新たにLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等が加えられた。

二次救急医療体制

休日・夜間に、精神疾患による入院治療が必要な患者のための救急診療体制。

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの経験を有しカウンセリング技術を身に付けた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。

第3期障がい福祉計画の進捗状況

数値目標

事項	単位	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標
入所施設からの地域移行	人	累計608	累計674	累計798
施設入所者数	人	1,472	1,435	1,451
入院後1年未満で退院する人の割合	%	75	75	76
入院期間5年以上で65歳以上の退院者数	人	累計156	累計176	累計150
社会的入院者数	人	727	706	852
地域生活移行支援事業による地域移行数	人	累計15	累計29	累計60
福祉施設からの一般就労への移行	人	420	477	340

障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 計画
		計画	実績	計画	実績	
訪問系サービス						
居宅介護	時間/月	169,697	159,577	189,551	175,374	211,728
同行援護	時間/月	21,428	20,924	28,569	29,776	30,768
重度訪問介護	時間/月	229,722	216,449	250,856	224,088	273,934
行動援護	時間/月	4,589	3,502	5,011	4,148	5,472
短期入所	日/月	4,489	4,408	4,744	4,968	5,013
日中活動系サービス						
生活介護	人/月	4,971	5,289	5,018	5,479	5,065
自立訓練(機能訓練)	人/月	90	65	90	79	90
自立訓練(生活訓練)	人/月	171	230	171	274	171
就労移行支援	人/月	462	459	516	518	569
就労継続支援A型	人/月	82	138	92	349	102
就労継続支援B型	人/月	2,676	2,633	2,814	2,911	2,952
療養介護	人/月	18	16	18	16	18
居住系サービス						
共同生活介護/共同生活援助	人/月	1,829	1,604	1,994	1,721	2,174
施設入所支援	人/月	1,507	1,472	1,479	1,435	1,451
サービス利用計画作成費						
計画相談支援	人/月	2,877	766	3,769	1,412	4,660
地域移行支援	人/月	106	25	106	19	106
地域定着支援	人/月	342	51	342	126	342

地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
相談支援事業						
相談支援事業	箇所	25	25	25	25	25
住宅入居等支援事業	箇所	24	24	24	24	24
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24
地域自立支援協議会	箇所	25	25	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者	1,610	1,135	1,610	1,107	1,610
障がい児等療育支援事業	箇所	14	14	14	11	14
コミュニケーション支援事業	実利用者	407	306	407	324	407
	延べ派遣	1,612	2,332	1,612	2,475	1,612
日常生活用具給付等事業	件/年	60,087	58,792	62,990	59,972	66,038
移動支援事業	時間/月	118,228	115,897	121,840	118,007	131,221
地域活動支援センター						
活動支援型	箇所	94	68	94	62	94
	生活支援型	箇所	9	9	9	9
訪問入浴サービス事業	件/年	16,054	16,533	17,120	16,379	18,256
日中一時支援事業	人/月	1,902	1,368	1,902	893	1,902
奉仕員養成研修事業						
手話通訳奉仕員	人/年	1,080	792	1,080	699	1,080
	要約筆記奉仕員	人/年	40	47	40	96

